

令和4年9月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 令和4年9月6日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 黒川美克議員 (1) 情報公開及び訴訟について  
(2) 高浜市公共施設あり方計画について  
(3) 第1期高浜市やきものの里かわら美術館・図書館指定管理者募集について
2. 倉田利奈議員 (1) 情報公開について  
(2) かわら美術館駐車場について  
(3) 公共施設と教育環境について
3. 杉浦浩一議員 (1) 水害対策について  
(2) ふるさと納税について
4. 今原ゆかり議員 (1) 福祉行政について  
(2) 子育て支援について  
(3) 教育行政について
5. 神谷直子議員 (1) 教育行政について  
(2) 生涯教育について

出席議員

- |     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 荒川義孝  | 2番  | 神谷直子 |
| 3番  | 杉浦康憲  | 4番  | 杉浦浩一 |
| 5番  | 岡田公作  | 6番  | 柴田耕一 |
| 7番  | 長谷川広昌 | 8番  | 黒川美克 |
| 9番  | 柳沢英希  | 10番 | 杉浦辰夫 |
| 11番 | 北川広人  | 12番 | 鈴木勝彦 |
| 13番 | 今原ゆかり | 14番 | 小嶋克文 |

15番 内藤とし子

16番 倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	木村忠好
総合政策グループリーダー	榑原雅彦
秘書人事グループリーダー	神谷義直
総 務 部 長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	久世直子
行政グループ主幹	本多征樹
財務グループリーダー	清水健
市 民 部 長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	芝田啓二
経済環境グループリーダー	東條光穂
税務グループリーダー	平川亮二
福 祉 部 長	磯村和志
健康推進グループリーダー	中川幸紀
こども未来部長	磯村順司
こども育成グループリーダー	板倉宏幸
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	杉浦義人
土木グループリーダー	清水洋己
防災防犯グループリーダー	杉浦睦彦
上下水道グループリーダー	石川良彦
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	小嶋俊明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹内正夫
副 主 幹	神谷直子
主 査	杉浦幸宏

## 議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

### 午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

初めに、8番、黒川美克議員。1つ、情報公開及び訴訟について、1つ、高浜市公共施設あり方計画について、1つ、第1期高浜市やきものの里かわら美術館・図書館指定管理者募集について、以上3問についての質問を許します。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従って一般質問を行わせていただきます。

まず、情報公開について質問をさせていただきます。

審査請求の件名31高ス第99号の1、それから同じく31高ス第103号、審査請求年月日、令和元年6月21日付の口頭陳述の申立てについての照会が令和4年7月29日付でありましたが、令和元年6月21日の審査請求から口頭意見陳述まで3年も要した理由について、まずお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 時間を要したことの理由ということで今、御質問をいただいています。

高浜市情報公開審査会では、時間と人員、これが限られた中で粛々と順に審査を進めているところであります。それで、今議員がおっしゃいました令和元年のまさに5月から6月、この2か月で50件を超える審査請求がありましたこと、これに関わっておることが1つの要因であろうかと思われまます。また、令和2年3月から5月の審査会の開催、これをコロナで見送ったりとかい

たしておりますこと、あとは、1つの案件にやはり3か月から4か月ほど審議に期間を要するものであること、これら全て要因でないかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 件数がようけ出ていると。それは分かります、私もようけやっていますから。だけれども、そのようけやられとる理屈というのもきちっと考えてください。結果、件数が出て、みんな個人情報とは別として、あとのことは公開していただければ、何でも非公開にしなければ、こういった問題は起きんわけです。その辺のところを十分審査していただいて、非公開にしないかんものは非公開にしても結構ですけれども、何でもかんでも非公開にするというのはいかななものか。特にグループによって差がありますので、その辺のところは特にお願いをしておきたいと思えます。

それから、情報公開審査会の未処理案件の件数をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 8月末の時点で、行政グループの事務局が把握しております件数といたしましては29件となります。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 続きまして、私は今まで審査請求を何件か出していますが、今回初めて口頭陳述の照会がありましたが、その理由をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 令和4年4月1日付で、高浜市情報公開事務処理要領、これの一部を改正いたしまして、諮問があった案件につきまして、実質的に審理に入るそのタイミング、開始されるときは、審査の請求をなされた方に対しまして、口頭意見陳述の申立手続の案内と日程調整を行うことといたしました。そういう改正を行ったためでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 改正によってこういうふうになった。私は非常にいいことだと思いますので。

続きまして、情報公開審査会の審査請求の案件について、答申までに一番時間を要した案件について、審査請求から答申までにどのくらいの時間を要したのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 今どれぐらいということで、ちょっと申し上げることは困難なんですけれども、行政不服審査法、これが改正されまして、その直後のときは、どのようなスキームで行っていくのか、どのようなルールで行っていくのかということを審査会の中で検討いたしながら行っていきましたので、これはちょっと相当期間を要しました。そういうことは確かにございま

した。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今言われた理屈はそのとおりかもしれませんが、少なくとももっと早く審査や何かをしていただきたいと思いますので、その辺のところのやり方を十分検討していただきたいと思います。

それから、情報公開審査会の未処理案件について、一番古い案件についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） ちょっと私が把握しているところでは、元年6月10日に審査請求があった件数だというふうに把握しております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私がようけ情報公開の申請を出させてもらっとなんですけども、私が出した件数ですね、未処理案件の件数、何件になっているかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） すみません、ちょっと記憶でございませけれども、黒川議員から審査請求があった件数でございませか。こちらが23件であったかと思ひます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今答弁がありましたように、先ほど情報公開の審査の未処理案件の件数は29件、そのうちで私の出したのが23件未処理で残っている。こういったことは、僕は非常に不愉快だと思ひます。実際に僕が出しているやつというのは、ほとんどが非公開で出てきていますので、やはり本当に非公開にするんだしたら、非公開の理由をきちっと答えなきゃいけない。そういったあれになっているはずですので、その辺のところについて、なぜこれだけまだ私のものが残っているのか、一言お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 情報公開請求があった場合に、市のほうとしても、情報公開条例の第7条の各号の非公開情報に該当するか否か、そこを慎重に判断をした上で、該当するだろうというものについては一部公開もしくは非公開という決定をさせていただいてあります。

ですので、それを基に8番議員のほうが不服として審査請求をされているということで、その結果がこういった件数になっているというふうに捉えてありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） だから、先ほど私が言ったみたいに、ある一部のグループを除いてと申し

上げましたのは、私はそのところのグループのところには情報公開をようけ出していますので、それが今、結果ほとんどが裁判で争われている部分も多いわけですので、その辺のところも、例えばやっぱり裁判やられる人にもそれだけの理由があるわけですし、その辺のところは結果きちっとやっぱり市民に説明や何かをしていただくのが必要だと思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 今までも市民の方にそういった説明をとすることはしてきておりません。当然そういった訴訟になったケースについても、全員協議会のほうで報告をさせていただいております。これについては、これまで訴訟で結果が出たものについては全てそういう形を取らせていただきましたので、今後もそういったスタンスを変えるつもりはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） この件については水かけ論になりますので、次の質問に移らせていただきます。

行政文書の部分公開決定取消請求事件の控訴審の結果について、判決が令和4年6月30日13時10分にあったと思いますが、その結果についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 判決が令和4年6月30日にあったものということになりますと、大山のあり方検討会議についての情報公開の訴訟かと思います。

こちら一審では、請求が一部任用、一部棄却ということでされましたため、棄却された部分のうち一部の取消しを求め控訴されたものでございます。こちら控訴審では、その請求が任用されたものになります。

判決の内容といたしましては、弁護士の法的見解の結論部分のみを簡潔に記しましたその部分の非公開につきまして、春日町町内会に大山会館を無償譲渡する際に発生する法的問題、取壊し費用の扱いとか借地料の扱いについて、相談に対する弁護士の法的見解の結論部分のみが簡潔に記されたものでございます。結論部分のみを簡潔に記したものであるということで、公開したとしても、大山会館の無償譲渡に関します個別の事案に関しまして、法律相談を受けた弁護士の法的見解であることが十分に了解可能であるとしまして、例えば市の当事者としての地位が不当に害される蓋然性が客観的に認められるとは言えないというところと、あとは事業の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性が客観的に認められるとも言えないとされたものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、判決が、やっぱり裁判は裁判で、裁判長の考え方が変われば判決も変わってくるというのは当然の話だと思いますけれども、その判決に基づいて、いつ公開をしたの

か、その日にちをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 8月2日に前の決定を取り消し、新たな決定処分を行っております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 8月2日に公開をしたということですが、約1か月時間があるわけですが、普通は大體、一般で情報公開を申請しても2週間で出るんですけども、なぜそれが1か月もかかったのか、その理由についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、判決文が市に届いて、それから、その判決の内容を受けて上告するかどうか、そういった方針を検討、協議、決定するということで、上告期限が2週間以内ということでございますので、その間にそういった方針をまず決定をすることが必要です。

その後、判決を受け入れるということを決めた後に、じゃ、前に決定した処分を取り消す手続が必要になってまいります、こういった取消しについては特段の規定があるわけではございませんので、どのように取消しをして新たな決定処分を行うべきかというところを検討する必要がありますので、そういったところで1か月を要しているというところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） できるだけ速やかに公開をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、令和4年6月定例会の一般質問の答弁で、裁判費用については行政文書の部分公開決定の取消請求事件が30万1,600円と答弁されていますが、最終的に幾らになったのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 最終的にはということで、一審と控訴審合わせまして47万560円でございます。

〔「すみません、もう一度お答えください」と呼ぶ者あり〕

○行政G（久世直子） 一審と控訴審を合わせまして47万560円でございます。

○議長（鈴木勝彦） 黒川議員。感染防止のためにマスクの着用を。話しづらいと思いますけれども、お願いいたします。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今言われましたように、一審、二審合わせて47万560円ということですので、差引きますと、高裁のほうは30万1,600円という約17万円ぐらい、そのぐらいの数字に

なると思いますけれども、ちょっと金額的に高いのかなというふうに私、個人的には思いますけれども、できるだけこういう裁判や何かのやつについても、弁護士によって全部いろいろな考え方が違うものであれだと思っておりますけれども、できるだけ弁護士を選ぶときも十分審議してやっていただきたいと思っております。

それから、高浜市行政行動規範の中に「私たちは、信用を失墜させることのないように自浄作用を生かせる能力を養い、危機あるときは、その原因と結果を公表します」とありますが、市民にはどのようにお知らせするのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 先ほども少し御答弁させていただきましたが、これまでの訴訟の結果と同様に、全員協議会において報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 市民にはお知らせをしないと、そういう話でよろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） はい、そのとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） できるだけ、やっぱり私は市民にきちっとお知らせする必要があるんじゃないかと思っておりますので、今後は検討をしていただきたいと思っております。

次に、高浜市公共施設あり方計画について質問をいたします。

平成23年度に、限られた財源、資産をより有効に活用し、行政サービスの在り方、公共施設の在り方の全体方針を検討、作成し、持続可能な自立した基礎自治体を目指すことを目的として、公共施設の今後の在り方を検討するため、平成23年度に高浜市公共施設マネジメント白書を策定し、平成24年度に、白書を基に市民、有識者を交えた検討を進めるために高浜市公共施設あり方検討委員会を設置し、公共施設あり方検討委員会より、公共施設の在り方の今後の方針を示した公共施設マネジメント基本方針及び施設の総量圧縮、機能移転等を踏まえた複数の改善案を取りまとめた公共施設改善計画（案）を高浜市公共施設あり方計画（案）として提言を受け、平成26年5月に、耐用年数の長寿命化、コストの平準化を考慮した保全スケジュール等のアクションプランを取りまとめるため公共施設保全計画を策定し、平成26年6月に、高浜市公共施設あり方検討委員会からの提言を踏襲し、高浜市としての方針を取りまとめた高浜市公共施設あり方計画（案）を策定し、7月に同計画（案）のパブリックコメントを実施し、8月から10月にかけて同計画（案）の地域説明会を実施し、平成27年7月に、高浜市公共施設マネジメント基本条例（案）のパブリックコメントを実施し、9月に同条例（案）を議会に上程し、高浜市公共施設マネジメント推進委員会を設置し、11月から1月に高浜市公共施設総合管理計画の策定に伴う地区説明会



を実施し、2月16日から3月1日まで、高浜市公共施設総合管理計画（案）のパブリックコメントを実施し、3月に高浜市公共施設総合管理計画を策定し、平成29年3月に、高浜市公共施設総合管理計画推進プランを更新し、平成29年、インフラ施設推進プランが初めて示されました。3月26日に、高浜市公共施設シンポジウム「学校を拠点とした公共施設のカタチ」を開催し、平成30年2月15日から28日まで、高浜市公共施設総合管理計画見直し案のパブリックコメントを実施し、3月に高浜市公共施設総合管理計画を改訂及び推進プランを更新し、平成30年6月に、平成30年度公共施設推進プランスケジュールを策定し、令和元年6月に、令和元年度公共施設推進プランスケジュールを策定し、令和2年6月に、令和2年度公共施設推進プランスケジュールを策定し、令和3年6月に、令和3年度公共施設推進プランスケジュールを策定し、令和4年6月に、令和4年度公共施設推進プランスケジュールを策定していますと、公共施設の在り方検討についての今までの経緯がホームページに掲載されていました。

そこで質問をいたします。平成24年度に白書を基に市民、有識者を交えた検討を進めるために高浜市公共施設あり方検討委員会を設置し、公共施設あり方検討委員会より、公共施設の在り方の今後の方針を示した公共施設マネジメント基本方針及び施設の総量圧縮、機能移転等を踏まえた複数の改善案を取りまとめた公共施設改善計画を高浜市公共施設あり方計画（案）として提言を受け、平成26年5月に耐用年数の長寿命化、コストの平準化を考慮した保全スケジュール等のアクションプラン（実施計画）を取りまとめるため公共施設保全計画を策定し、平成26年6月に高浜市公共施設あり方検討委員会からの提言を踏襲し、高浜市としての方針を取りまとめた高浜市公共施設あり方計画（案）を策定し、7月に同計画（案）のパブリックコメントを実施したとありますが、現在の高浜市公共施設総合管理計画推進プランの更新はどのように決定されているのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 公共施設の総合管理計画につきましては、計画の総論から既に計画の各論、実践の段階に入り、個別の事業が動いております。各施設を所管する部局が毎年、当初予算等を反映し、推進プランを更新しています。その後、公共施設推進本部会議に報告し、決定しています。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 令和2年度の高浜市公共施設推進プランでは、かわら美術館は令和3年、令和4年で民間譲渡、機能変更との記載はあるが、更新費の記載はなく、令和3年度では、かわら美術館の大規模改修等の更新費30億6,500万円の記載と、欄外に、かわら美術館は基礎調査に基づき大改修、中規模改修工事を反映させていますとの記載がありますが、どのような基礎調査が行われ、どこでどのように議論されてこのような結果になったのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、御質問いただきました基礎調査につきましては、令和2年度の予算ということで調査を実施しました。

調査内容としましては、躯体や設備の状況の調査、それから設備の耐用年数の調査ということを行いまして、保全する施設として使い続けていくのであれば、どのぐらいの改修費が必要かということ推計したものでございます。その調査結果を推進プランのほうへ、施設の所管部局ということで反映をさせていただいたものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今後保全していくということでこういった基礎調査を行って、こういった大規模改修の更新費を計上したと、そういう話だと思えますけれども、実際に今から後、質問させていただきましても、やはりきちっとその辺のところはやっていただきたいと思えますけれども、ちょっと答弁漏れがあると思えますけれども、どこでどのように議論されてこのような結果になったかということをもう少し詳しく教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 先ほどもお答えしましたが、まず、所管グループで当初予算等を反映いたしまして推進プランを更新し、その後、公共施設推進本部会議にて報告し、決定しています。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今の財務グループの説明ですと、担当部局のほうで議論をされて、それが推進委員会のほうに上がってきてこういった結果になった、そういうことでよろしいんですか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 今、財務グループリーダーが説明したように、まずは当初予算等を反映してその所管グループのほうで更新作業をします。その内容について公共施設の推進本部会議のほうに報告をしていただいて、そこで決定をしているということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） ちょっとよく分からないんですけども、推進委員会で議論をしたというのはいいんですけども、先ほどちょっと予算がどうのこうのという話があったんですけども、実際にかわら美術館のほうに移転する費用だとか、そういったものや何かは、予算として今回でも一部しか計上されていないわけですね。その辺のところの考え方はどうなんですか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、総務部長のほうから進め方というか、我々が議論をして、当然、本部会議のほうでということで決定というふうに言っております。確かに次年度の予算に基づいて金額を出したりするのは、当然、事業課のほうからきちんと調査をしたその内容に基づいて上げておるといのが現状でございます。

しかしながら、冒頭、質問の中でおっしゃられた30億何がしというお話の金額というのは、いわゆる調査費の中で、概算としてこれぐらいの金額はかかるんだろうと、直した場合ということでございますので、それをいつの時期にどうかという、その全てを決定をしているというのと混同されては困るので、少し御答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それは、今、副市長が言われたことは、以前から公共施設の在り方のやつは、総務省単価に面積を掛けて、それで数字を出しているわけじゃないんですか。違いますか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（深谷直弘） それは、当時からそのように総務省から示された1つの例に基づいて、床面積を掛けて概算の金額を出しているというのは、おっしゃるとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） ですから、私はこの30億6,500万円が云々ということよりも、むしろ先ほど、後から質問させていただきましても、予算や何かはきちっとやっぱり確保する、そういったことは大事だと思いますので、その辺のところをしっかりと、どこでどのように議論されたか、そういったことがお伺いしたかったわけです。

次に移らせていただきます。

平成29年3月定例会の私の一般質問で、「平成26年6月に発行された高浜市公共施設あり方計画（案）、高浜市公共施設あり方計画は、本計画は多くの市民の方々が利用する公共施設について、行政サービスを低下させずに機能を重視した計画としている。景気の低迷、少子高齢化の進行、生活保護費や医療費、扶助費の増加等、厳しい市の財政状況の下で、全ての公共施設を維持・更新していくことは、一方で必要な行政サービスの提供ができなくなるなど、市政運営に影響を及ぼすこととなり、このままの状況が続くと次世代の市民に多くの負担を強いることになり、本計画は単に公共施設の数減らすということを示した計画ではなく、施設があるからサービスを提供するというのではなく、サービスを提供する場として公共施設があるという考えの下、将来にわたって多くの市民の方々にサービスを継続して提供できるよう、その方針を取りまとめており、計画を実施するために、市民と行政が互いに知恵と工夫を出し合い、協働で進めていくことが必要ですと記載されていますが、どのような形でこの協働が進められているか」との質問に、「公共施設あり方計画を実現するために、どのような形で市民との協働が進められているのかをお答えいたします。本市では、平成23年度に、公共施設マネジメント白書をいち早く策定し、公共施設老朽化問題の取組に着手をいたしました。平成24年度から、広報たかはまや市公式ホームページに関連記事を掲載し、広報への掲載は、平成24年度と平成25年度で9回、平成26年度は広報への掲載ほか住民説明会5回、高浜小学校への複合化に関するワークショップ5回を開催いたしました。平成27年度は、広報への掲載8回のほか、市民講演会や住民説明会あるいは町内会

をはじめ各種団体への出前説明を行い、1,200人近い方に御参加をいただき、情報の共有に努めてまいりました。これらの機会を通じて、今後も維持していく施設として、地域で一番大きな学校を地域のコミュニティの中心に位置づけ、学校の建替えに併せて、他の施設との複合化を図ることの方向性について御説明をいたしました。この方向性に対して、平成27年度に5小学校区で実施した市民説明会のアンケートでは、学校施設への複合化や集約化を図るべきとした市民が68%、現状維持を図るべきとした市民が7%で、市の方向性に対しては多くの市民に御理解をいただけたものと理解をしております」との答弁がありました。

このことを踏まえて、高浜市立図書館の美術館といきいき広場への機能移転について、主要成果説明書では、広報たかはまにおける連載ということで「これからの図書館のカタチ・チカラ」と題し、令和3年度、12回掲載し、各種団体への出張座談会の実施ということで、令和3年5月から、子育てや教育関係の団体や関係者、まちづくりや社会教育活動団体等、約20団体、100名以上の皆さんと意見交換を行い、図書館を考えるフォーラムの開催ということで、令和3年7月3日、40人、7月31日、36人、令和4年1月16日、69人との記載がありますが、私はこれで十分とは理解しておりません。なぜならば、費用対効果と市民に対する説明が十分なされていないからです。

公共施設あり方計画は、平成24年度から27年度の4年間にかけて市民に説明していますが、図書館の機能移転先については、高浜小学校へ機能移転を検討したものの実現せず、いきいき広場への機能移転も実現せず、市民に対して十分な説明もせずに、令和4年3月に3月定例会において、高浜市やきもの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例の全部改正が賛成多数で可決されましたが、高浜市として市民に十分説明したと思われませんか。お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、図書館の在り方につきましては、平成26年度策定の公共施設あり方計画（案）の段階から、図書館機能移転する施設ということは位置づけられております。こういった点につきましては、これまでも議会にも御説明してまいりましたし、先ほど議員のほうで質問の中で触れられました校区の説明会、そういった場でも考え方というのは御説明してきております。

具体的にどの施設に機能移転していくか、それから、これからの高浜市が目指す図書館運営の在り方、そういった検討段階につきましても、これまで一般質問、議案審議、そういった場面で御説明させていただいております。費用対効果というお話もございましたが、これも市民利用に供さない施設にしていくことで更新費用が今後不要になっていくということも御答弁させていただいております。

機能移転先が今決まって、ここからが新たな図書館事業の本格的なスタートとなってまいりますので、これまでも各種説明をさせていただいておりますけれども、今後も節目節目で広報の掲

載ですとか様々な形で意見交換、これから高浜市が目指す図書館像というものを共有していきたいというふうには考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） まだちょっと私、十分理解できておりませんが、実際に今までの考え方は、いわゆる高浜小学校へ図書館を機能移転したいと。ところが、場所が狭いからそれができなくなったということで今現在に至るとのわけですね。その辺のところ、後ほどまた質問をさせていただきますけれども、実際に市民の方がそれで納得できるかというのは、僕が聞いている範囲内では、まだ皆さんに十分説明が行き届いていないと、そういうことですので、これからも十分市民に説明をしていただきたいと思います。

次に、高浜市立図書館について個別に質問させていただきます。

本来であれば、条例の全部改正を行うための全体の事業予算を示して提案すべきだと思いますが、全体の予算規模も示さずに、陶芸創作室の焼成窯の撤去費用と建築確認費用等の費用の一部を予算化しただけで条例改正を提案することは、あまりにも拙速なやり方だと思います。

かわら美術館といきいき広場に図書館機能を移転するための全体の改修費用が幾らになるのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 例えば機能移転に係る工事等の費用ということで、これは令和4年度当初予算に計上させていただいておりますし、今、御質問で触れていただいた点と、主要新規事業の概要のところでも、移転改修工事費ということで、例えば照明のLED化、床、カーペットの張替えといったような工事費のほうを計上させていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それ以外にはかからないということによろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現段階としましては、大きな工事ということで想定されたものを当初予算に計上させていただいたということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） これ以外には大きい金額は出てこない、という理解でよろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在、いきいき広場とかかわら美術館に機能移転するに当たって、建築確認申請の手続のほうを今行っている最中でございますので、その結果を踏まえてということになりますが、現段階では今申し上げた範囲で想定をしております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 次に移ります。

令和4年7月12日と7月27日の2回、集中豪雨がありました。市立図書館の被害の状況についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 集中豪雨による雨の被害ということでございますけれども、まず、7月12日の集中豪雨でございますが、一般書のコーナーが2か所、それから児童書の調べ学習のコーナーが1か所、雨漏りが起きております。それから、閉架書庫のところでも1か所、それから郷土資料館の1か所、それからスタッフの休憩室といった場所で発生をしております。

7月27日につきましては、今申し上げた箇所に加えて新たにということで、えほんの森が2か所、それから郷土資料館のまた別の箇所がもう1か所、合計2か所ということで雨漏りが生じております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 細かいことを聞いて申し訳ないですけれども、被害総額としてどのぐらいの金額になりますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 被害とおっしゃられておりますけれども、一部本が濡れている、濡れたものもございますが、それは乾かして使うことができるということで、特段の被害ということでは考えておりません。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 被害は少なかったとのことですが、建物の雨漏りをそのまま放置してもよいということにはなりません。早急に調査をして修理をしてほしいと思いますが、考え方についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） この雨漏りの質問につきましては、6月定例会の中でも御質問いただいております。その中でもお答えはしておりますけれども、市民利用に供さない建物ということになってまいりますので、大きな改修費用を投じるということではございませんが、今申し上げたように、現在は蔵書、郷土資料の保管に対して直接の影響はないという状況でございますが、もし収蔵庫として利用していくために補修が必要というようなことがあれば、それは検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 収蔵庫としては、これからずっと何年間利用していくわけじゃないですか。今のまま、このまま放置しておいて、調査もせずにやっていくというのはいかがなものかと。やっぱりきちっと、今後何年間とって利用していくわけですから、それまでに利用に耐えるのかどうか、その辺のところはきちっと調査をしてやるべきだと思いますけれども、くどいようです

けれども、再度答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 先ほど現図書館については収蔵庫として使っていくというところの中で、市民の利用に供さない施設ということで、なかなかやっぱり大きい費用をかけてそれを維持していくということは難しいと考えておりますけれども、収蔵庫としてはやはり機能していくという部分は必要となってまいりますものですから、先ほど申しましたように、その利用に当たって必要な措置というのは講じていくことになるかと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） しっかり、そういったことをやっていただかないと困ると思いますし、それから今、あそこのところは一般の市民の利用に供しないと、そういうような話がありましたけれども、私はそれはいかなものかなと。後ほどまた質問や何かさせていただきますけれども、やはりある施設を有効に活用する、そういったことは大事だと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、高浜市郷土資料館について質問をさせていただきます。

6月定例会の一般質問の答弁で、「郷土資料館の収蔵品の維持管理は、高浜市誌第2巻発刊時の調査過程で収集した各種資料が長年収蔵庫で未整理のものがあり、現在、整理を進めています」との答弁があり、「令和5年3月31日以降は郷土資料館をどのように維持していくのか、具体的にお答えください」との質問に、「3月定例会のほうにお諮りした条例のほうにも規定をさせていただいておりますが、現在の図書館・郷土資料館の建物につきましては、かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例の第2条第3項の中で附属施設というふうに位置づけ、郷土資料の保管場所として利用していくということで考えております」との答弁がありましたが、美術館・図書館の附属施設として記載がされているのは、美術資料等及び図書等の収蔵庫を置くとなっており、郷土資料の保管場所とはなっていないのはなぜかをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例の冒頭の1条のところでは設置目的の規定がございます。その中で美術資料等というこの略称の定義のところに触れておるわけですが、美術資料等というのは、かわらを基本テーマとし、歴史、考古、民俗及び美術工芸に関する資料及び郷土に関する資料ということで、この郷土に関する資料というのも美術資料等の中に含んでいると。今までかわら美術館で収蔵していた資料、それから郷土資料館で収蔵していた資料、その両方を含んでいるということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 郷土資料館の床面積は何平米あるのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 郷土資料館の面積ですけれども、540平米でございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 図書館の令和4年度予算の職員数と人件費、光熱水費、修繕費は幾らになるのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 指定管理者のほうの収支予算案という、今執行中ということでございます。予算ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、職員数については、常勤の方、それからシェアタイムの方含めて合計10名。それから、予算としましては、人件費のほうが約3,600万円、それから光熱水費が3,430万円、修繕費のほう60万円でございます。

〔「すみません、ちょっともう一回答えてください。人件費が」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 8番、もう一度許可を得てください。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 人件費が幾らでしたかね。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） すみません、ちょっと私、先ほど答弁を誤ってしまいましたので、ちょっと改めて申し上げます。人件費のほう約3,600万円、それから光熱水費が343万円、修繕のほう60万円でございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 分かりました。

私は、市民に図書館機能の移転について十分理解されているとは思えませんので、美術館・図書館について、令和40年までの大規模、中規模改修の更新費として30億6,500万円を予定するわけですから、市民の方にもっとしっかり説明するべきだと思いますが、考え方をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 公共施設推進プランに載せました改修費というのは、先ほども申し上げたように、仮にこの建物を維持していくのであればこれぐらいかかるのではないかと推計ということでございます。

市民の皆様に対する施設の在り方、今後の図書館運営の考え方の説明という点につきましても、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 次に、かわら美術館について質問をさせていただきます。

かわら美術館の用途変更の確認申請について、契約期間、契約先、契約金額と契約内容についてお答えください。



○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、契約期間でございますが、4月28日から11月30日まで、契約先につきましては、川角建築設計事務所、契約金額については、現在の契約金額157万5,200円、委託内容としましては、機能移転を予定する施設について、用途変更の確認申請の手の有無について、指定確認検査機関に対して協議、確認をするということで、手続が必要な場合には申請に必要な書類を作成する、そして書類を提出して手続を完了させるといった点が主な委託内容でございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） いきいき広場の用途変更の確認申請は入っているわけでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、手続ということで、そういった手続が必要かどうかということを確認している段階ということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） これの当初の契約期間、用途変更の、これは最初から11月30日だったわけですか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） もともとは8月末でございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 8月31日が11月30日まで延びた理由をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館のほうのいろいろ手続、事前にいろいろ相談していく中で、かわら美術館のほうの用途変更といったようなことが必要かもしれないということが可能性がありますので、そういったところで、図面の作成ですとかいろいろ検査機関のほうに審査していただく日数、そういったところが不足を要するということで、延長を行ったものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 契約金額の変更はないでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 契約金額の変更ということで、期間延長に伴う変更ということではございませんが、この契約締結後に手数料が改正されているということが分かりましたので、その部分を変更を行っております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） その金額を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 当初の契約金額が112万2,000円で、現在の契約金額は先ほど申し上げたとおりでございます。増の要因、それから減の要因、いろいろありまして、その差引きをして現在の契約金額になっております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 現在の契約金額は157万5,200円、この金額でよかったですか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在の契約金額は、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） その前の契約金額を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど申し上げたとおり、112万2,000円でございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 陶芸創作室はかわら美術館の目玉施設で、陶芸創作室をなくすことは、かわら美術館のコンセプトが根本から変わってしまうくらい大事なことだと思います。愛知県陶器瓦工業組合だとか三州瓦工業協同組合に相談をしているのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） この図書館の機能移転、陶芸創作室のほうへ図書館機能を移す可能性があるということにつきましては、愛知県陶器瓦工業組合、それから三州瓦工業協同組合が合同で集まるような会合の場に出向きまして、御説明をさせていただいております。特に三州瓦工業協同組合、鬼師の皆さんのほうにつきましては、今後の相談ということも行っております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 細かいことを聞いて申し訳ないですけども、日にちを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今申し上げた合同で集まる会議というのは、昨年11月上旬だったかと思います。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 陶芸創作室の焼成窯は、鬼あかりの制作には必要な施設だと思います。焼成窯は撤去しないで、陶芸創作室をそのまま図書室として利用すれば、経費も削減できて利用者にも喜ばれると思いますが、考え方についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 陶芸事業の考え方につきましては、これまで答弁させていただいたとおりでございますので、窯のほうは撤去して、倉庫のほうとして利用していくということ

でございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） また後から、例えば陶芸創作室がやりたいだとか、そういうような話が出たときに、窯を撤去しちゃいますと、また余分な費用をかけないかんわけですよ。だったら、その前に事前にしっかり協議して、窯をどうするかだとか、いわゆる陶芸創作室を図書館として利用するときに、どういう図書館の利用の仕方をするのか、その辺のところの考え方はもうできているわけでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 焼き物づくりの体験のことにつきまして、これまでも答弁申し上げたとおり、これまでは美術館という建物の中で機能を包含してきたわけですけれども、当時としてはそういう在り方だったわけですけれども、今後はいろいろ地域の中でつながり合いながらということを進めていきたいということで、これまで申し上げたとおりでございます。

窯につきましても、設置から30年近くが経ってきていて、今後使い続けるのであれば更新だとかそういったことも必要になってくると、そういった要素も加味しながら今回このような判断をさせていただいたものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 質問していてもなかなか私の思うような回答を得られませんので、次に移らせていただきます。

令和4年度のかわら美術館の職員数と人件費、光熱水費、修繕費をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、職員数でございますが、常勤の方が7人、それから施設管理の関係で非常勤の方がお2人見えますけれども、勤務につきましては、交代で1名ずつが非常勤で勤務をされているという状況でございます。

それから、今年度の収支予算ということでございますが、指定管理者のほうで計画している予算でございますと、人件費のほうは3,900万円、光熱水費は単独では出ておりませんが、光熱水費、それから通信費、燃料費を合わせて1,370万円、それから修繕費については150万円となっております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 分かりました。

第1期高浜市やきもの里かわら美術館・図書館指定管理者募集要項について質問をいたします。

勤労青少年ホーム跡地活用事業も高浜市役所リース事業も高浜小学校整備事業も、事前に議会に説明がありましたが、第1期高浜市やきもの里かわら美術館・図書館指定管理者の指定管理

者募集は、なぜ事前に議会に説明がなかったのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） こちら募集要項につきましては、7月4日からホームページで公表をさせていただいております、いつでも誰でも閲覧できる環境というものを整えさせていただいております。

その上で、ホームページに募集要項が掲載される旨につきましては、議員の方々に通知する事務を進めていたんですけれども、手違いにより、ちょっとそのタイミングでは通知することができなくて、また後日改めて通知をさせていただいたという次第でございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 連絡があったのは7月25日ですけれども、その日にちで間違いなかったですか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 7月28日付で通知を出させていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 第1期高浜市やきものの里かわら美術館・図書館指定管理者の募集は、令和4年8月19日午後5時までで申請の受付は終了していますが、何社から応募があったのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 申請の件数は1件でございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 企業の名前を言うのははばかられるかもしれませんが、今現在、かわら美術館は乃村工藝とNTTファシリティーズの共同事業、それから、図書館のほうはTRC1社単独の企業だと思っておりますけれども、私はこれらの企業が企業体として申請していると思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今おっしゃられました3社で構成するかわら美術館・図書館運営共同事業体ということで申請が行われております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 企業体でやる場合は、代表企業を選んでいただきたいという話を書いてあると思っておりますけれども、代表企業はどちらになっているんでしょう。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 代表の構成団体は、株式会社乃村工藝社でございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 共同事業体であれば、審査前に事前に指名審査委員会の了解が必要だと思いますが、審査委員会の手続の状況についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 指定管理者制度は、契約に関する規定に適用はなく、入札の対象とならないため、入札参加者等を審査委員会に諮る必要はないと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そうですか。

次に、かわら美術館・図書館の指定管理料は、年額で消費税込みの金額で1億6,800万円となっておりますが、その根拠についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、指定管理料1億6,800万円ということで御質問いただきましたが、これは募集要項のところで示させていただいておりますが、提案に当たっての目安額ということで示させていただいております。

この根拠でございますが、現行の指定管理料をベースにしまして、まずは現在の図書館・郷土資料館を収蔵庫として利用することによる光熱水費や維持管理費の減が1点ございます。

それから、2点目として、最低賃金が上昇しているというところで、人件費の近年のベースアップ率というものを加味しているということと、近年の光熱水費の高騰による影響による増、こういういったものを踏まえて、目安として設定をしております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 地方財務実務大全では、指定管理者が管理を行うための経費は、一部を利用料金で賄い、残りを地方公共団体が負担する場合、後年度以降の支出を義務づけることもあり得るので、このような場合には債務負担行為を設定する必要があるとの見解が記載されております。

今回の募集については予算の裏づけがありませんが、どのようなお考えか、その根拠を示してお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 指定管理者の募集は指定管理者を選定するものでありまして、先ほども申し上げましたけれども、契約に関する規定に適用がなくて、入札の対象とならないものと考えております。指定管理者の選定後に指定管理者の業者選定の議決をいただきまして、当初予算に計上する方法で問題ないと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） また同じあれですけれども、地方財務実務大全では、公の施設の設置管理条例を設け、または改正することは、基本的には条例は予算を伴うこととなるため、予算措置を

することが適当であるとの見解が記載されております。

今回の募集については予算の裏づけがありませんが、どのような考えか、その根拠を示してお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 地方財務実務大全では次のような見解もあります。指定管理者は議会の議決を得て決定されるものであり、委託費の具体的な金額については、その後、指定管理者との間で締結される協定の中で決められることとなっております。

したがいまして、指定管理者の選定手続を行う時点では予算措置を必要とするものではないと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私もその書物は読んでおりますけれども、同じ書物の中で相反する記述があるわけですが、それは市はどのように検討されてそういった見解を出されたのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 先ほどもお答えしましたが、指定管理者の選定後に指定管理者の業者選定を議決をいただきまして、その後、当初予算に計上する方法で問題ないと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） よく分かりませんが、次に移ります。

現高浜市立図書館・郷土資料館の延べ床面積は約1,700平米ありますが、かわら美術館で図書館スペースとして利用できる面積と、いきいき広場で図書館スペースとして利用できる面積をそれぞれ何平米になるかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 機能移転先の面積ということでございますが、かわら美術館のほうで、陶芸創作室のほか280平方メートル、それから、いきいき広場が2階のラウンジと第2マシンスタジオ、それからこども発達B、この3か所を予定しておりますが、412平米ということで、合計で692平米ということでございます。

なお、現在の図書館・郷土資料館の延べ床面積1,707平米ということでございますが、の中にはロビーですとかお手洗いとか共有スペースもございます。今回、図書館の機能移転の対象面積としては、開架の部分、それから学習スペースの部分を機能移転するというので、機能移転の対象面積としては577平米というふうで捉えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） ちょっと先ほどのまた繰り返しになるかもしれませんが、高浜市やきもの里かわら美術館・図書館の設管条例の第2条第3項の中で、附属施設というふうに位置

づけ、郷土資料の保管場所として利用していくという考え方、先ほど質問しましたけれども、その中に……。

再度質問させてください。高浜市やきもの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例について、第2条第3項の名称及び位置についてですが、美術館・図書館の附属施設として美術資料等及び図書の収蔵庫を置くこととなっていますが、先ほどこの中に郷土資料館の資料も入っているという話だったんですけれども、位置は記載されておらず、第1期高浜市やきもの里かわら美術館・図書館指定管理者募集要項には所在地の記載がありますが、どちらが正しいのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 条例で規定している附属施設、いわゆる収蔵庫につきまして、蔵書、郷土資料の置場所にしていくということで、これは公の施設の一部ではありますが、市民の皆様へ開放して利用してもらうものではないということで、条例上では位置、住所のほうは規定していませんが、何度も答弁申し上げておりますが、現在の図書館・郷土資料館の建物としては倉庫として活用してまいるといってごまかしています。

○議長（鈴木勝彦） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今言われる理屈というのは、本来、指定管理者に指定するならば、きちっとその場所や何かを限定してやらなければいけないので、募集要項には住所や何か書いてあると、そういう理屈だと思いますけれども、実際に今言われた、先ほど僕言いましたけれども、今の現行の図書館を倉庫として使って、一般には開放しないと。これは1回しっかり議論をしていただかないと、先ほどの話じゃないですけれども、1,700平米あったものが実際にはその半分近くに、半分ということはないですね、1,000平米切ってしまうわけですね。そうしますと、あそこの中には学習室だとかそういったものがあるわけですが、今、学習室や何かは非常に利用者が多くて、整理券や何かを配ってやっていると、そういうふうな現状があるわけですよ。実際に現行の図書館が使えなくなってしまうということは、今度はいきいき広場のほうにも学習スペースを考えるとというようなことは僕ちょっと一部聞いておりますけれども、やはり面積が狭くなれば面積が狭くなっただけ皆さん方に不自由を来すと、そういうことがありますので、ぜひその辺のところを踏まえて今後十分検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

時間も残り少なくなってきましたので、まとめに入らせていただきたいと思いますけれども、高浜市は、他市に先駆けて限られた財源、資産をより有効に活用し、行政サービスの在り方、公共施設の在り方の全体方針を検討、作成し、持続可能な自立した基礎自治体を目指すことを目的とし、公共施設の今後の在り方を検討するため、平成23年度に高浜市公共施設マネジメント白書を策定し、高浜市公共施設あり方検討委員会より公共施設保全計画を策定し、平成26年6月に、

高浜市公共施設あり方検討委員会からの提言を踏襲して市としての方針を取りまとめた高浜市公共施設あり方計画（案）を策定し、パブリックコメントと地域説明会を実施し、平成27年7月に、高浜市公共施設マネジメント基本条例（案）のパブリックコメントを実施し、同条例（案）を議会に上程し、高浜市公共施設マネジメント推進委員会を設置し、高浜市公共施設総合管理計画の策定に伴う地区説明会を実施し、公共施設総合管理計画（案）のパブリックコメントを実施し、高浜市公共施設総合管理計画を策定し……。

○議長（鈴木勝彦） 黒川議員。あと残り2分ですので取りまとめてください。

○8番（黒川美克） はい。

平成29年3月に、高浜市公共施設総合管理計画推進プランを更新し、平成29年にインフラ施設推進プランを初めて示し、3月26日に高浜市公共施設シンポジウムを開催し、高浜市公共施設総合管理計画見直し案のパブリックコメントを実施して、高浜市公共施設総合管理計画の改訂及び推進プランを更新しましたが、平成30年度に公共施設あり方検討特別委員会の廃止以後は、見直し案についてのパブリックコメントは実施していないと思います。

これからは市民に対しての説明責任を果たすためにも、情報公開等に対しても丁寧な説明をするようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時10分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、倉田利奈議員。一つ、情報公開について。一つ、かわら美術館駐車場について。一つ、公共施設と教育環境について。以上3問についての質問を許します。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 通告順序を変えて行いますので、まず、かわら美術館駐車場についてお聞きしてまいります。

全員協議会における高浜市総合サービスの報告の中で、高浜市の総合サービスが高浜市観光協会の業務を請け負っているということが分かりました。このことにつきまして、美術館第3駐車場に設置されているオニハウスについてお聞きして行きました。そこで、オニハウスは高浜市観光協会が運営していることになってはいますが、実際は総合サービスの職員が行っていること、オニハウスの所有者は総合サービスであること、そして総合サービスがオニハウスの家賃を観光協会から取っているということが分かりました。その後私が調査したところ、非常に様々な問題があることが判明いたしました。かわら美術館第3駐車場は、北側と南側2筆の土地になっていま



すが、今回はオニハウスが設置されております北側の土地についてお聞きしていきます。

まず、かわら美術館第3駐車場の北側、こちら、市が地主から借りている土地となっております。借地をした土地は、行政財産でしょうか普通財産でしょうか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 行政財産、普通財産いずれに属するものでもございません。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） この駐車場は、地主と市が交わした契約書によりますと、かわら美術館の駐車場という目的、そしてかわら美術館として利用することを目的に、平成25年4月に契約が交わされております。その後、同年10月、市がこの土地について、高浜市総合サービスに対しオニハウスを設置する許可を出しております。よって、市は、借りた土地を株式会社である総合サービスに、物販を目的にするために又貸しをしているということになるんです。行政財産や普通財産を貸し付ける場合は、条例に基づいて非常に厳しく制限がされております。この駐車場は行政目的で借りている土地です。かわら美術館の駐車場という行政目的で借りている土地ですが、市長が借りている土地に対して、独断で第三者に転貸しできる法的根拠を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど申し上げましたように、借地ということで行政財産にも普通財産にも当たらないという中で、地主とも協議し、設置について御理解をいただいた上で設置が行われているということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 借りた土地を、地主がいいよと言ったから貸したという今御答弁だと思うんです。例えば普通財産の貸付け条件の第17条2項には、借り受けた権利を譲渡しないとか借り受けた財産を転貸ししないとか、こういうことが非常に厳しく決まっているんです。市がわざわざ目的のために借りた土地を、また転貸するという事は普通あり得ないものだから、こんなこと、私もいろいろ調べましたが、法律にありませんでした。ということからも、私は、かわら美術館の駐車場という目的のために借りた土地を駐車場以外に利用するという事は好ましくないと考えます。美術館として利用しないのであれば、速やかに借地契約を解除すべきであると考えます。オニハウスの設置が必要ということであれば、高浜市は地主との契約を解除し、地主と総合サービスが契約すべきではなかったのでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） オニハウスの設置に当たっては、先ほど申し上げたとおり、地主の方にも御理解をいただいて設置をしているというところでございますが、設置の趣旨としましては、観光目的としてまちの魅力の自慢の掘り起こし発信、そういったことを目的として設置するというようなことでこれまでしております。そのように、地主の方に御理解をいただいて進め

てきたということで御理解いただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今観光目的として設置するという話がありましたけれども、この間、実は市は、令和2年度、3年度、4年度と地主と契約を交わし直しているんですよ。そこには、かわら美術館の駐車場としてと書かれています。ですから、すごく契約と今実態が違っていると私は思うんですよ。市と地主が交わした今言った契約書によると、土地の借地料は無料で、固定資産税及び都市計画税は非課税とすることとなっており、実際に課税されていないことも私は確認しました。本来固定資産税として課税になるから、歳入として入るべき固定資産税を非課税にしていることから、市が固定資産税及び都市計画税相当で借りているということになります。

平成25年10月に、高浜市が総合サービス株式会社にオニハウスを設置する許可をし、使用料を無償とする覚書を交わしております。先ほど申し上げたとおり、まずこの契約自体すべきではありませんが、市が固定資産税及び都市計画税相当額で行政目的で借りた土地を株式会社に収益事業のために貸しております。本来市が借りた土地を又貸しを含め目的外に利用するということが問題ですが、市長の裁量で収益事業のために株式会社に無償で貸すことができると判断した根拠を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 無償で借地をしております。無償で借地しているものを有償で貸すということは好ましくないということと、観光目的で使用されているということで、先ほど申し上げたように地主の方との覚書も結んで、御理解いただいた上で現在に至っているということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今文化スポーツグループのリーダーは、無償で借地しているから有償で貸すことは好ましくないとおっしゃいました。これ、無償じゃないんですよ。市が市の土地を、市というか市内にある土地をお借りするときは、借地料を払うか、もしくは固定資産税を非課税にするか、このどちらかですよ。非課税にするということは、固定資産税相当で借りているということと同じなんです。無償じゃないんですよ。なので、無償で借地して有償で貸すことは好ましくない、これ自体がまず考え方としておかしいんですけども、私は、これは固定資産税相当で市が借りている、それを収益目的のために貸す、これが本当に、本来であればちゃんと使用料を取るべきだと思うんですけども、これ取らなかった。収益事業のためにやっているのに取らなかった。これ市長の裁量権の濫用とも捉えられるんですけども、土地を無償とした貸付けの理由は今の貸付けのみですか、どうですか。何か法的な理由があれば教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 先ほどからも何回も答弁の繰り返しになってしまいますけれど

も、そのときに、あの土地を使って観光事業を実施していくと、そういうところの観点から今言った経過になっているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 例えば市が観光協会と観光協会が設置したものに対して無償で結ぶのであれば、今のように観光事業ですよということで理解できます。ところが、これ、総合サービスという株式会社に無償で貸しているんですよ。株式会社は観光協会から家賃を取っているんですよ。収益事業をやっているんですよ、そこで、株式会社は。なので、市が観光協会と契約を結んだのはまだ分かりますよ。でも、市が総合サービスという株式会社と無償で契約を結ぶということが私は理解できないんです。

高浜市の財産、交換、譲与、無償貸付等に関する条例、これ、普通財産、行政財産、すごく無償で貸し付けるということに関しては厳しく条例で定められております。なので、本来借入れも、転貸しできない借りた土地を転貸して、それも無償ということは、私はこれは違うと思うんですけれども、市長、どうですか、それ。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 普通財産、行政財産の取扱いについては、やはりそれは市そのものが持っている財産の取扱いということになりますので、そこはそういった規制がかかるというところがありますけれども、借地については、こういった観光事業に使うということに対して、地主との協議も含めて契約をしてそういうふうに至ってきたというところで違いがありますので、その違いはあるかなと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 違いはありますけれども、これ、近隣市に私いろいろ聞きました。まずもって、目的のためにわざわざ市が借りているんだから、それを転貸したり違う目的で借りるということは、まず想定しないというんですよ。こんなことをどこの自治体もしないと言いますよ。しないから、いろいろ判例とかいろいろ法的なことをすごく私は探しましたけれども、ないんですよ。だから、まずもって人から借りた土地を、簡単に人に、それも株式会社に無償で貸すということは、まずもってないんですよ。

次に、かわら美術館の駐車場において、高浜市観光協会がオニマルシェを開催しております。これは参加店の収益事業となっておりますし、観光協会も参加店に対し参加費を徴収しているということが分かりました。その使用許可について、文化スポーツグループに情報公開請求したところ、文書不存在でした。市が使用許可も出さず収益事業を行ったということでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） オニマルシェの開催に当たりましては、美術館の駐車場を使う

というところで、指定管理者に対して美術館の事業に支障がないかどうかというようなことを確認されているということでございます。そういった報告のほうを聞いております。市としても、オニマルシェの実施というのは、鬼みちの魅力増進ですとかかわら美術館の集客効果ですとか観光振興の一環であるというふうに考えておりますので、文書はもらっておりませんが、そこで行われているということについては承知をしております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 観光事業の一環で使用許可も申請もなく、観光事業だからということで今後もそうやってそういう状況で貸し続けるんですか。これがいいというんだったら、高浜市内の公共の土地に例えば私がキッチンカーとかで行って、そこで、「いや、観光事業に関連してやっていますよ」と言って簡単にできちゃうんですね。今後もそういうことなんでしょうか、どういふことでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） オニマルシェにつきましては、観光協会が主催をされて行われているということでございますので、そういった考え方から特に考えを改めるということとはございません。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ということは、観光協会がいろんなところで、いろんなところを、市内の公共施設を自由に使える、使用許可もなくできる。前に、露店を出していて、すごくガスボンベとかで事故があったとかいろんなこと、この間事故とか起きているものですから、やはり使用についてはしっかり申請を頂いて許可をしていかないと、この土地は市の持ち物ですから市が責任を取ると思うんですけれども、今までどおり、特に許可も申請も要らないということですね。よろしかったですか、それで。そういう形ですね。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今私が申し上げたのは、かわら美術館の駐車場を使うに当たってということで、また必要があれば、そういった文書を頂くというようなことはあるかと思えます。それから、ほかの場所については、どこの団体がどのような目的に使われるかというような内容について個々に判断されるものと思えますので、そういう申込みがあれば、個々に判断をしてみたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 個々に判断ですけれども、条例でちゃんと、これだけ使う場合は幾らかかりますよと条例がありますよ。条例があつて収益事業であれば、きちんと使用料を取るんじゃないんですか、条例上、違いますか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 繰り返しになりますけれども、この土地は借地ということでございますので、行政財産、普通財産いずれにも当たらないというところで、先ほど申し上げたような対応を取っているものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 行政財産でもなく普通財産でもなく、借りている土地だから、特に申請も許可もなく、観光振興の一環ですよということであれば使いちゃう、そういうことですね。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） あの土地について、美術館の駐車場で借りているということがあるんですが、その中で、先ほどリーダーからも答弁がありましたように、そういった土地を使って観光事業を行う中で、美術館への利用者を促すとかそういった相乗効果もあるということであって、ほかの土地とはここは違うかなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 条例とか規則とかというのは、やはり市民に平等であるためにつくられていると思うんです。こういう場合はこうですよ、こういう場合は使用料を取りますよ、何平米に対しては使用料を取りますよ、こういうことについては使用料を取りますよとしっかりうたわれているわけですね。うたわれているけれども、高浜市にとっては、行政財産でも普通財産でもない借りている土地は、まず目的外に、これも近隣自治体に聞いたら、「いや、目的外に幾ら何でもそんなの貸さないから」と、先ほども言ったように貸さないんですよ。だけれども、それは、申請も許可もなく今後貸していくことができるということですね。

じゃあ、次に行きます。

今回非課税となっていますね、土地が。非課税となっている土地であっても、市が第三者である株式会社に貸し付けた場合は、地方税法の規定により、固定資産税の非課税の対象措置が適用されず、固定資産税が課税となります。この駐車場についても、元は市がかわら美術館の駐車場として借りていたんですけれども、同年株式会社がオニハウスを設置したということで、課税となるというふうに私は理解するんですけれども、税務当局の見解を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（平川亮二） 個人の方、法人の方が所有する個々の土地の固定資産税について課税であるか非課税であるかなどは、市職員が職務上知り得た秘密であるとともに、地方税の調査事務に関して知り得た私事の秘密であるために、お答えすることはできません。

そこで、一般的な考え方をお話しさせていただきます。

今議員おっしゃられたとおり、地方税法に定めがございます。固定資産税の非課税の範囲については、地方税法第348条に規定されております。まず、第1項では、市に対しては固定資産税を課税することはできないこととされております。次に、第2項では、課税することができない

固定資産について50以上の固定資産の規定がされていますが、幾つか例を挙げますと、市が公用または公共の用に供する固定資産や公共の用に供する道路などの固定資産に対しては課税することができないものとされております。地方税法に定めるこれらの規定に該当する固定資産は非課税とし、該当しない固定資産は課税することとなります。いずれにしましても、課税となるか非課税となるかは地方税法等の規定に基づき判断しております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ということは、先ほど申し上げているとおり、この土地については、株式会社が使っているということで、課税扱いには、非課税にはならないということによかったですね。答えられる範囲で結構ですけれども、答えられなければ、私のほうでこれは課税ということで理解していきます。

しかし、今後、これは課税になりますので課税措置を行うことになると思いますが、地方税法上、課税というのは5年しか遡ってできないんですよ。平成25年に転貸しを決めております。いわゆる総合サービスに貸すよということを覚書で決めています。平成25年4月、先ほど言っているように地主と契約を結んでいるんですよ、かわら美術館の駐車場として。その後、非課税であり、かわら美術館という目的の契約書を、令和2年度、3年度、4年度と毎年のように結び直しているんですよ。しかし、今言ったように、いまだ非課税でかわら美術館の駐車場という目的の契約のままです。これは、見方を変えれば、課税を逃れるために偽りの契約を毎年のように締結し続けていることにもなります。なぜ土地貸借契約書の利用目的を変更しないのか及び非課税とし続けているのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 基本的に、借地しているところはかわら美術館の駐車場として今使っているということで、そのような規定をしております。繰り返しになりますけれども、美術館の駐車場、ほかの使い方というところにつきましては、別に定める覚書のところで地主の方から了解をいただいているというところです。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） かわら美術館の駐車場として使っている部分とオニハウスとして使っている部分があるんですよ。全面を美術館の駐車場として使っていないということじゃないんでしょうか。そうであれば、利用目的は変更する契約を再度交わし直すんじゃないんですか。全面そのまま美術館の駐車場だったらいいんですけれども、それは変えないといけないと思うんですけれども、なぜ変わっていないんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今申し上げたとおりでございますが、もし変える必要があるというようなことがあれば、目的規定に限ったことではございませんが、必要があれば見直すとい

うことを考えてまいりたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） これ、先ほど申し上げたように令和2年度、3年度、4年度と毎年契約を結び直し続けております。これを私は税務グループに行って非課税申請が出ていることを確認していますけれども、非課税申請が出ているよりも前に、非課税ですよということで、市と地主さんが文化スポーツグループの所管で非課税ですよと契約をしちゃっているんですよ。これ、行政内部で税務当局と文化スポーツグループが協議しなかったんですか、どうですか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） ちょっとその当時どのように調整したかというところについては、承知をしておりません。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） この土地の登記簿を確認しますと、前市長の名義となっております。ちなみに、登記簿は誰でも法務局で見ることができますし、写しを取ることもできます。一般市民であれば固定資産税が課税となるかどうかについては分からない方が大半であるかと思いますが、前市長という立場であれば、それは知らなかったということでは済まないと考えます。よって、市民目線で考えれば、前市長と協議をした上で不適切な契約を結び続けているのか、それとも市長が付度しているのか。どうしてこうなったんですか、市長、どうですか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 何度も繰り返しになりますが、協議不適切な手続をしているということではなくて、地主の方とこのように活用していくというようなことの御理解をいただいた上で手続のほうを進めているものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 非課税として契約を結び続けていることが、不適切な契約ではないということですか、市としての考えとしては。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 課税の考え方については、先ほど税務グループリーダーが答弁したとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 私は、非課税としていること、そして固定資産税相当額で借りている土地を転貸ししている、それも無償で転貸ししていること、これ不適切ですよ。私は不適切だと思います。特に市が、平成25年4月に、かわら美術館という、繰り返しになりなすが、目的のために借りた土地を、同年10月、すぐに又貸しをして目的外利用するということは、そもそもあそこの土地は市が借りなくてもいい土地ということになるんですよ。市がかわら美術館の駐車場として

利用するためにわざわざ借りなくてもよかった土地を又貸しするという事は、前市長の課税逃れと言われても仕方ないですよ、これは。

今文化スポーツグループのリーダーが不適切ではないということで、この契約とか課税についても、このまま行くということですか、高浜市は。これ、住民監査請求の対象となると思うんですけども、このままでいいという判断ですか。市長、どうですか。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） 今一言お話をしなきゃいかんということがありまして、前市長が課税逃れというようなお話がありました。決してそういうわけではございません。前市長さんは、高浜市のいろんな事業のために有効に使うという形で御了解いただいて、この土地をお貸しいただいたということでございまして、それは、ちょっと御発言としては不適當であると思います。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 有効に使うために、有効に使うのはいいですよ、すごく。課税逃れではないということだったらそれでもいいですよ。でも、やはり法律に従ってきちんと固定資産税を頂くべきではないんでしょうか。逆に言えば、有効に使うために固定資産税をしっかりと入れていただくということが市民のためになると思うんですけども、今後も課税もしないし、契約も今のまま無償で又貸しをしていく、これを続けるということでもいいですか、市長、どうですか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今いろいろと過去の、遡って過去というか当時今の駐車場ができた頃の話も含めて市がそういった形でずっと執り行ってきたということで、私ども、今御指摘というかそういう御意見をいただいた中で、一度必要に応じて、どういった契約形態が望ましいのか、どういった利用方法が不適切ではないのかというようなことも一度考えさせていただいて対応したいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 副市長、ありがとうございます。しっかり対応していただけるということで、今後引き続き注視していきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

高取小学校の大規模改修について、お聞きしてまいります。

今年度より高取小学校の大規模改修工事が始まりました。高取に続きまして、今後吉浜小学校、港小学校と大規模改修が続きます。市民の声がやっと実現に向けて動き出しました。高取小学校の大規模改修工事について調査したところ、体育館の空調、太陽光発電、保健室のシャワールーム、自家発電装置が設置されないということが分かりました。高浜小学校には体育館の空調設備もあり、体育の授業について熱中症の心配をさほど気にせず行うことができいております。また、太陽光発電機器の設置や大規模な自家発電装置もあるため、災害などで電気が止まってもある程



度の電気を賄うことができ、特に人工呼吸器など電気がなければ命に関わる市民にとっては、非常に助かる施設となっております。

平成26年に各小学校区で行われた地域説明会では、高浜小学校複合化計画について、市長は、災害時にはシャワーが必要なんだということを市民に訴えていたことを昨日のように思い出します。高浜小学校複合化施設には、メインアリーナ、サブアリーナともシャワールームが設置されております。しかし、高取小学校には、保健室にさえシャワールームが今後も設置されません。私は、児童に何かトラブルがあったとき、シャワーを使って清潔にしたり、患部を冷やしたり、時には家庭の事情で清潔を保てない児童のために利用したりと、必ず必要になるときが出てくると考えます。災害の面からも、市長は高浜小学校にシャワーが必要だと熱弁されたことから、なぜ高取小学校には設置しないのか分かりません。教育環境の不平等をなくすためにも必要であると思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 教育観点からという御指摘をいただきましたが、保健室にシャワールームを設置しないとした理由につきまして、まず長寿命化改良工事を進める上で、校舎の老朽化対応やトイレの改修など学校運営に必要度が高いものを優先して行い、併せて工事にかかる経費を少しでも抑えることも考えていかなければなりません。設計を進める中で学校側と何度か打合せを行ったんですが、学校側からはシャワールームの必要度がほかに比べて高くなかったことから今回設計には組み込んでおりません。ただ、高取小学校もそうですが、保健室にシャワールームというのはないんですけれども、現在でも保健室には給湯器があるので、子供たちの体などを拭いたりすることが可能になっております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） この地方では6月27日に梅雨明けが発表されまして、名古屋では初の猛暑日となり、6月から厳しい暑さとなりました。今年6月24日、瀬戸市では、体育館でバレーボールをしていた児童が体育の授業後熱中症で救急搬送されるという事件が報道でありました。今年、吉浜小学校のプールの老朽化により急遽プール授業をコパンに委託することになり、今年度コパンでプールの授業を行う学校は、高浜小学校、高取小学校、港小学校、南中学校、そして吉浜小学校が加わり、全部で5校となります。5月5日から3月15日までかけて5校の生徒・児童がコパンで授業を行うことが分かり、特に暑い時期にプールの授業ができるのは、南中学校1校のみです。暑い時期に、今までであれば、プールの授業を行うことで体育授業での熱中症対策もできますが、プールを民間企業1社に委託することで、それもできなくなっています。

そんな中、高浜小学校はエアコンの効いた体育館で快適に安心して体育の授業ができますが、他校ではできません。また、体育館はほとんどの学校が避難場所となっていることから、空調設備、自家発電装置、太陽光パネルは、高浜小学校だけでなく、今後改修を進めるに当たり設置

していくべきと考えますが、市長、お考えはどうですか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほども御答弁させていただきましたが、長寿命化改良工事については、学校を運営する上で、必要度が高い、老朽化した施設の改修やトイレ改修などを優先して行う必要があると考えております。あわせて、工事にかかる経費も少しでも抑えていくことも考えていかなければなりません。そういった観点から、総合的に考えて判断してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 必要度が高いものを優先して行う、それから工事費の削減、これ今おっしゃられましたけれども、学校経営として使うことは、それは基本中の基本です。しかし、今回このように10億円とかお金をかけて大規模改修していくわけですから、その中で、避難所として使うこともあるわけですから、そのところ、学校経営さんと防災防犯グループは協議とかされたんでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 長寿命化改良工事の設計を行う段階で防災防犯グループと調整を行わせていただきましたが、調整を行う中で、市の方針に基づきまして、防災面からは体育館横にマンホールトイレを設置するということが決定しております。

なお、本当に繰り返しになりますが、やはり長寿命化を進める上で、学校経営としては校舎の老朽化、トイレの改修といった優先度が高いものをまず実施していきたいという考えでございます。協議をした結果、総合的に考え、今回の工事では体育館の空調設備は設置しないこととしております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 総合的に考えて高取小学校はしません。高浜小学校全てあります。これ、すごく不平等だと思うんですけども、そういう不平等さをなくしていくというか、そういう考えは全く市はないんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、子供たちが日常を過ごす校舎の老朽化、そういったものを直していくことがまずは最優先だというふうに考えております。そこで、長寿命化改良工事を行うに当たっては、そういったものをまずはしっかりと直して、各学校での教育環境の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 高浜小学校は多額の費用をかけて改修しました。自家発電装置もあります。太陽光発電もあります。体育館もエアコンがあります。シャワールームがあります。今、高取小

学校はやりません。今後改修を進めていく港小学校や中学校とか、その辺ももう同じスタンスなんですか、どういうことですか。どういうスタンスでやっていくという考えですか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今高浜小学校との比較をるる申し述べられておりますけれども、高浜小学校というのは、よく根本を考えていただくと、体育センターという機能を持っておったものを、それから市民センター、中央公民館ですね、そういったものを複合化して高浜小学校自体の、先ほどグループリーダーが言うておりますけれども、健全度、耐力度等の判断の下に、複合化ということでモデルということで、新たに建物を新築してメインアリーナ、サブアリーナを造っているということですよ。その中で、メインアリーナは空調が入っておりますが、サブアリーナは空調が入っておりません、御存じかと思っておりますけれども。それで、高取小学校、今吉浜小学校とか大規模改修をおっしゃってみえるんですけれども、現段階では全ての学校の体育館に、それはあるのかないのがいいと言ったら、それは皆さんあるほうがいいに決まっていますよ。そういったところも踏まえながら、今グループリーダーが答弁したように、時期を見て状況を見ながらということで、現在では、すぐに入れるという方針はないということをお答えしております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 後からこういうことが必要ですとやっていくほうが、どう考えても工事費は上がるんですよ。

1個、じゃあ、聞きたいんですけれども、学校の先生見えますので。じゃあ、暑いとき、プール授業をやれない子供たちは、どういうふうに授業をやっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 運動場や体育館に設置してある熱中症予防の計る、WBGTのものをしっかり確認しながら、常に水分補給をできるような形で、例えば15分活動したらみんな一斉に水分補給をするような形で、とにかく、子供たちの健康安全を優先しつつ、学習内容もしっかり確保できるように、安全重視して活動しております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 本当に先生たち、大変だと思います、この熱中症対策。子供たちも大変だと思います。途中で授業を中断して休憩を取るとか水分を取るとか、そういうことも必要ですよ。そうすると、本当に中断しちゃうんです。でも、一方では、高浜小学校の生徒さんは体育の授業が涼しいところでできている。今後この温暖化がなくなっていくなんていうことは考えられないですよ。どんどん進んでいきますよ。そうなった場合に、この暑い時期に体育館もエアコンがないようでしたら、市民の方が避難して行っても、特に高齢者、夜寝ていても熱中症になるぐらいですよ、エアコンをつけなければ。そういう今時代に入ってきているんですけれども、今

高取小学校はもう設計も進んでいるので、でもシャワールームぐらいできるかなと思うんですけども、今後の学校の大規模改修、こういったこともしっかり踏まえて私は考えるべきだと思います。特に太陽光パネルはカーボンニュートラルの面からも設置が必要かと思っております。

では、次、情報公開について質問いたします。

高浜市情報公開条例によりますと、第1条に、「この条例は、高浜市自治基本条例第20条第2号に規定する市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市が行う諸活動を市民に説明する責任を果たすため、市が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、開かれた市政を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって市民が主体となった自治の進展を図ることを目的とする」とうたわれています。

私は、この条例からも、市政運営に最も大事なことは情報の公開と市民説明であると考えるところから、この条例にのっとった情報の公開を議員になる前から求めてきました。しかし、この間、情報公開については、先ほどからもあるように何件も訴訟になっており、裁判所において、市の主張は認められてきておりません。令和4年6月30日に判決がありました大山会館あり方検討会会議録不開示取消訴訟について、お聞きしていきます。

この会議録は当初部分開示となりましたが、大部分が非開示で黒塗り、いわゆるのり弁状態でした。ところが、訴訟になった途端、市は第1回口頭弁論までに黒塗りの95%を開示してきました。なぜ訴訟になった途端、大部分を開示したのでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今ちょっと手元に資料がありませんけれども、最初に決定を行ったというのは、令和元年12月頃だったかと思います。その当時は、大山会館のことについて、春日町と、まだ町内会と意見交換をしている最中であるということで、まだどうするか確定していないという検討段階の情報であると、そういったことから、会議録のところの非開示ということで判断を行ったものでございます。今訴訟になった途端に開示したという御指摘でございますけれども、そうではなくて、令和元年度で検討会のところが一旦区切りがついたというところで改めて判断したときに、開示できるところは開示しようというところで、令和2年7月に改めて決定処分を行ったというものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） そうなんですよ、大山会館が今後どうなるのか、どういう動きをされているのか分からないから開示請求しているんですよ。分からないから開示請求しているから分かるように開示すべきじゃないんですか、逆に。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 情報公開につきましては、先ほど8番議員のところでも行政グループのほうから答弁があったかと思いますが、条例に照らして請求いただいた内容を一

つずつ確認して、開示、非開示を判断していくということになります。なので、会議録だから一律公開ということではなくて、その内容を見て、条例に照らして一つずつ判断していくというものと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 大山会館あり方検討会議、これ、訴訟記録を読みますと、いわゆる市の条例とかで決まっている会議体ではないんです、任意の会議体ですよ。ということは、一部の市民には知らせるんだけど、あとの人には知らせないよということになるんですよ。本当にそこも不平等だと思いますし、今後どういうスケジュールでやるかとかなんて開示して当たり前なのに、それも全部黒塗り。私はちょっとびっくりしました。ここまで黒塗りの開示ということは。だから、こういうことをされると、訴訟提起しなければ開示をしない、市民の知る権利を保障しない、そういうふうに市は捉えられかねないですよ。そのあたり、情報の開示についてはどういうスタンスなのか。特に文化スポーツグループ、いつも不開示とかのり弁とか黒いのばかりで、なんでこれが不開示なのかなと分からないことばかりですよ。どういうスタンスですかね、文化スポーツグループさんは。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど今後のスケジュールの資料が黒塗りだったという御質問でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、令和元年度のときに請求をいただいて決定した内容ということで、当時はまだ検討過程にあったというところでそういった判断を行ったということでございます。情報公開の判断につきましても、先ほど申し上げたとおり、請求内容を頂いて、それでその都度一つずつ判断しているというものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 先ほどから話になっているように、裁判所の第1回のときに、真っ黒ののり弁がいきなり95%ぱっと開いていました。その後、引き続き不開示となっている5%の部分について争われて、名古屋地方裁判所では、原告の請求について、一部認容、一部棄却となり、その後原告が控訴し、名古屋高等裁判所では、原告の主張が全面的に認められました。この判決が言い渡されたのが、先ほど黒川議員の話でもありますけれども、今年の6月30日です。7月半ばには判決が確定していますよね、2週間ですので、控訴期限は。その後1か月以上たっても判決を無視し続け、原告から判決に従わない理由を問う質問が出されて、ようやく公開しました。なぜ速やかに公開しなかったのか不思議です。

ちなみに、判決では、公開すべき部分について明確にしておりますので、判断に迷うことはまずなかったはずですよ。先ほど黒川議員の質問で、1か月以上かかったことについて、どのように決定を取り消し、新たな決定をするかについての検討が必要だったということをおっしゃっていました。西尾市におきましても、情報公開不開示取消訴訟で原告の主張が認められ、西尾市が公

開した事実があります。西尾市の場合、判決の2日後には原告に公開をしております。また、本来情報公開請求を行った場合は、2週間以内に開示の決定を行っているにもかかわらず、判決後1か月以上も開示をしております。これは情報公開にすごく後ろ向きな態度で、高浜市の情報公開条例を順守する精神に欠けていると私は思いますし、2日後にできることが高浜市はできない。判決が出ても1か月以上うちはかかりますよ、そういうスタンスでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 先ほどの、今の話の中で、西尾市は判決が出てから、それを上告するかどうか、そういう判断が方針としてすぐ決まって、内容を踏まえて決まってそういう結果になっていると思います。高浜市の場合、先ほどの2週間という部分、そういうところも含めての結果でございますので、それとはケースが違うというふうには考えております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 情報開示請求は最高裁に上告するような案件ではありません、今回の件は。これらを検討するといったら、もう内容をお知らせしたら笑われますよという感じですよ、これ。上告を検討するようなものではないし、上告を検討しているんだったら2週間ですぐ出さなきゃいけないのに、1か月以上開示をしていない。これは新たな決定をするかどうかの検討、多いのにも2週間はかかる。行政能力がそれぐらいしかないですよということを示しているんですけども、よろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 繰り返しにはなりますけれども、それぞれ個々のケースがあります。その中で、市当局内で、そういった意思統一を図る、そういったことを踏まえて、段取りした上でのやり取りとなるかと思っておりますので、その都度対処してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、今回の高等裁判所の判決を受けて、職員に対し、情報を共有し、どのような指示や協議がなされたのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 今回のことに関しまして、全職員に対して指示や検討ということは致しておりませんでした。ただ、決定をし直す際に、決定通知書をどのように作るかというところで検討は致しました。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 判決がこうやって出たわけですから、何が市が問題だったのかきちんと精査して、職員に伝えて、今後どのような公開決定通知書を出すべきかということをお皆さんで情報を共有して勉強していかなくちゃいけないと思うんですけども、今の御答弁だと、そういうこと

もされていないということですよ。それから、判決後2回全員協議会が開催されておりますが、いまだに議員にも報告がありませんが、なんでいまだに2回全員協議会があつて報告する機会があつたのに、報告がないのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 訴訟のそういった経過、結果につきましては、通常大体定例会の最終日の全協で御報告させていただいておりますので、今回も9月定例会の最終日の全協において御報告させていただくことを考えておりました。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 判決が出てすぐに職員及び議員に報告を行って、今後、その結果を受け止めて市として対応が必要ではないのでしょうか。最終日に報告するとおっしゃっていますけれども、しっかり報告をして、職員にもお伝えして、この教訓を生かすということは全く考えていないんですか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） 先ほどから、倉田議員、情報公開について、あたかも市が非常に消極的であるというようなお話をされていますが、どういうふうに職員に言っておるかというのは、原則公開です。公開が当たり前ですよということを言っています。ただ、議員が知りたい話の中で、一方、なかなか一般の方々の発言に対して、それを自由な発言を止めるようなことになってはいけないだとか、利害関係者にとっては好ましくない場合もあるわけですよ、あたなが知りたくても。だから、慎重に我々は判断をしなきゃいけないというところで、先ほどもありましたが、議論の途中でいろんな発言を全て公開することによって、そこに新たな課題が生じてしまう場合もあるものですから、あたかも裁判が始まったから90%公開したという話がありましたが、そうではないんですよ。その場面が過ぎておるから公開ができる部分があるということなんですよ。誤解をしていただいているんですが、職員にこの判決を踏まえてどういうふうに言っているかではなくて、そもそも原則公開で言っております。現に一審と二審で分かれたじゃないですか。御承知ですよ、一審の判決と二審の判決で違つたと。そういうことなんですよ。それほど慎重にやっておるということなんですよ。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 原則公開、それ、市長、皆さんに言ってください。職員に言ってくださいよ。原則公開じゃないからこうなっているんですよ。慎重にやられていないからこうなっているんですよ。先ほど黒川議員の話でも、29件審査請求が出て、まだ未処理。これ、きちんと公開されていれば、審査請求もしないですよ。きちんとそれが裁判所で判決が出たわけですから、それは今後きちんとそれを教訓として生かすべきじゃないのでしょうか。

次に、外郭団体に対する情報公開について、お聞きしていきます。

6月27日、私がオニハウスの件について調査するため、高浜市総合サービス株式会社に情報公開を求めたところ、それまで公開請求に応じていた総合サービスが、今後一切請求に応じないと表明しました。明らかに何かを隠そうとしているという意図を私は感じました。高浜市情報公開条例第18条には、市長は、市が出資する公益的法人その他の団体で、その出資比率が50%以上であるもの（以下この条において外郭団体等という）について、その性格及び業務内容に応じ、外郭団体等の保有する情報の公開及び提供が推進されるよう情報の公開に関する指導その他必要な措置を講ずるものとなっております。

総合サービスは、市が100%出資する株式会社です。よって、条例に定められている外郭団体そのものです。条例に基づく指導、必要な措置はどのようにされましたでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 情報公開条例第18条につきましては、平成11年にこの条項を追加しております。その追加した後に、市のほうから総合サービスのほうには措置を講ずるように、そういったことは致しておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今回公開されなかったから、私は市長に対して質問状を出しました。質問状は無視されました。ですから、今回、総合サービスが私の要求に応じなかったことは市は知っているはずなんですけれども、知っていても指導や必要な措置はされなかったということによるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 今回については、措置のほうはしておりません。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今後もそのような措置は講じないということでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今全て総合サービスは、私どもが全てを把握しているかのように指導するかのようにおっしゃっておられますが、たまたま出資はした会社ではございますが、きちっとしたそういった会社の方針、そういったものに基づいて判断されておると思いますので、今の情報公開について、確かに市の情報公開条例にはそういった規定を設けておりますが、今回のケース、そういった具体的な私どもにこうするああするというような御相談はございません。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 会社の方針が間違っていますよということを市がお伝えしなきゃいけないんじゃないですか、総合サービスに。市が100%出資している会社ですよ。その会社をコントロールして、条例に基づくように指導できないということになるんですか。これ、うがった見方を



すると、市が公的な機関のためにできないよということを総合サービスが行って、それを秘密にするという、そういった隠蔽機関として市が活用しているとも捉えられかねませんよ、これは。疑念を取り払い、透明性を高める上で、市と同様の制度にすべきと考えますが、その考えはどうですか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今お話をされておるのは、確かに会社として、総合サービスは私は以前にもお話をしたことがあると思いますが、半官半民だと。いわゆる行政サービスを主目的として、会社の理念にもありますように、高浜市のまちづくり、市民のためにということで会社を設立されておりますので。おっしゃるように、確かに指導をする立場で市はある部分もございます。ございますが、全ての面において、会社に対してここをこうしなさい、あしなさいと事細かに私どもが指導するというような部分でもないかというふうに思いますので、そのあたりは、一方ではそういうふうにする。悪い見方をすれば、我々がそういった形で誘導しているような御発言もございましたが、それはございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今副市長が、半官半民、市民のためのまちづくりを一緒にやっていく。だからこそ公開すべきじゃないですか。同様の制度にすべきと考えるんですけども、そこのお考えはどうなんですか。今後はそうやって指導とかは、措置は講じるのか講じないか、それだけで結構です。お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 半官半民と言った私のことを御理解いただけないのは非常に残念ですけども、民間の会社に、じゃあ、私どもが行って、あなたの会社の情報公開を全てしますよというふうに出しますでしょうか。そういった部分もあるよということで、私は半官半民という表現をさせていただいております。だから、一方では、全てそういった指導をしないということでもないですよというお話を今答弁の中で申し上げたつもりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 100%出資している会社ですよ。条例にもうたわれているんですよ。であれば、きちんと必要な措置をするように指導するべきだと私はすごく思うんです。100%市が出資している会社ですよ。今の話だと、結局するのかわからないのか、そこだけ、取りあえず、よく分からなかったのはっきりしていただけますか。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） 100%出資しておる会社ですから、わざわざ議会で報告の場を設けて経営状況だとか公開すべきことは報告しておりますよ。そんな会社ないですよ、ほかに。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 経営状況を報告していただいております。その上で、やはりここは調査しなければいけない、知らなければいけない、議員として知らなければいけないということで情報公開請求をしているんですよ。

あと、この間の私の調査において、行政不服審査法を知らない方が審査会委員として審査していることが分かりましたが、審査委員として適切ではないと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） どう適切でないかというのを、反問権を。

○議長（鈴木勝彦） どうぞ。

○総務部長（杉浦崇臣） 情報公開審査会で委員が問題になったことは一切ないと思っておりますが、どう行政不服審査法を知らないという、そういうことが分かったんでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 個人情報保護審議会におきまして審査委員が行政不服審査法を知らないという発言をされまして、個人情報保護審議会と、それから情報公開審査会、これ1名しか委員が違わないんですよ。女性の方がそれを発言したということですので、もちろん個人情報保護審議会の委員が知らなかったということをその審査会の中で申し上げておりました。参加した人から聞きました、それは。だから言っているんです。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） ちょっと情報公開審査会のほうではないということですか。個人情報保護審議会は、今回これ通告内容にもないと思うんですが。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） だから、なんで知ったんですかと言ったから、だから個人情報保護審議会と情報公開審査会のメンバーが1人の男性を除いて一緒でした。個人情報保護審議会でも女性の方がそれを「いや、私、行政不服審査法を知らない」ということを発言されたので、その方が同じ個人情報保護審議会の委員でもあったから、そういう方が審査員としてやっているということで分かったんですよという説明です。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 情報公開審査会と個人情報保護審議会は別の機関、条例も違います、条例規則等も。同じ委員になってはおりますけれども、そういった機関も違うところでありまして、当然私のほうが知るすべもなかったということですので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） だけれども、行政不服審査法という上位法を知らない方が委員をやっていたものだから、それは私は適切ではないと考えるから、市の見解はどうですかと聞いているんです。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） ですので、情報公開審査会上特に問題があったわけでもございませんし、委員につきましては、識見のある方から選任するというところでございまして、今の委員の方たちは皆さん識見のある方たちであるというふうに着目しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 識見があっても、行政不服審査法を知らなくてやっているというのは私は問題だと思うんですけれども、そこは問題視している、していない。しているかしていないかだけでいいですよ。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） ですので、私どものほうが個人情報保護審議会は所管しておりませんので、じゃあ、その審議会の中でどういうことが起こったのか、そういうことも着目していませんので、お答えすることはできません。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） だから、こういうことがありましたよと教えているんだから、それについてどうなのかと聞いているのに、答えないということですね。同じ人がやっていて、行政不服審査法を知らないですよということを申し上げているんです。

〔発言する者あり〕

○16番（倉田利奈） 北川議員、いいですか。何か問題ありますか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 先ほど申しましたように、識見のある方として、こちらとしても間違いない方を選任しておりますので、問題ないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 倉田議員、残り2時間ですのでまとめてください。

○16番（倉田利奈） 1分ですか。

○議長（鈴木勝彦） 2分ですので、まとめてください。

○16番（倉田利奈） 最後に、まとめとしまして、先ほどのかわら美術館の駐車場の件につきましても、契約時、駐車場を管理する文化スポーツグループと税務グループが協議していれば問題にならなかったと思いますし、高取小学校大規模改修についても、学校経営グループと防犯防災グループが協議をしながらよりよい改修になるよう検討すべきと私は考えます。しかし、この間、縦割り行政そのもので関係する部署間での協議が見えてこないために、後から後から問題が出て

きて仕方ありません。また、情報公開についても、裁判所の判決や審査会の答申を受け、市役所内で情報を共有し、全庁で今後の対応をしていくべきではありませんか。市長が情報公開について様々な事例を共有し、グループ同士もしくは全庁で市民のための市政運営に取り組んでほしいということで、本当にここは強く求めていきたいと思います。ぜひとも本当に職員の皆さん、市民のほうを向いて仕事をしてください。お願いいたします。

以上で終わります。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は、13時30分。

午後0時30分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、杉浦浩一議員。1つ、水害対策について。1つ、ふるさと納税について。以上2問についての質問を許します。

4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） 議長のお許しを得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず、水害対策についての水害の状況と対策について質問させていただきます。

近年、地球の温暖化、異常気象の影響もあり、世界各地で干ばつに伴う山火事、竜巻など報告されていますが、同時に過去に経験したことのないような豪雨により、河川の洪水の被害が各地で報告されております。最近の事例でいうと、世界のレベルでいうとパキスタンでは歴史的な洪水に見舞われて、国土の3分の1が水没し、少なくとも死者が1,136人、国民の7人に1人に当たる3,300人が洪水の被害に遭っていると報道されています。世界資源研究所の分析によると、河川の洪水の影響を受ける人の数は世界全体で2010年の6,500万人から、2030年には2倍の1億3,200万人に増えると試算されております。

私ごとですが、もう30年前になりますが、当時私、アメリカのアイオワ州に留学しておりました、首都のデモインというところに住んでおりましたんですけれども、そこを流れるミシシッピ川の支流、デモイン川が100年に一度の水位になると報道されて、氾濫はしなかったんですけれども、2週間、3週間の断水生活を余儀なくされた経験がございます。その後、私はもう日本に戻ってきてしまったんですけれども、14年前の2008年には同じ場所で実際に河川が氾濫して、住宅の床上浸水など甚大な被害が報告されました。今となっては100年に一度という言葉は形骸化して、災害の規模が過去より大きくなっていることが言えると思います。

日本に目を向けてみると、近年、日本各地でも予想を越える降雨に見舞われ、想定外の水害が多数発生しております。記憶に新しいところでは令和2年7月、九州地方で発生した豪雨で球磨川が氾濫して、多大な被害が報告されています。令和3年7月には静岡を襲った豪雨により熱海

で土石流が発生して、これも多大な被害をもたらしております。また先月、8月には東北地方で線状降雨帯が発生して、こちらも多大な被害をもたらしたのも記憶に新しいところでございます。我が高浜市でも去る7月12日、また7月26日深夜に豪雨に見舞われました。

そこで、今年の7月に2回発生した豪雨以前の過去の状況についてお尋ねしたいと思います。古いところでは伊勢湾台風が甚大な被害をもたらしたことは言うまでもありませんが、映像でしか確認ができない、私は映像でしか見たことがなく、資料も古く、発生から60年以上経過しておりますので、現在の高浜市の河川の状況、インフラも大きく変化しているので、ここではちょっと伊勢湾台風の状況に対しての質問は割愛させていただきます。

そこで、新しいところで2000年に発生した東海豪雨の市内の降雨量、被害状況を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 平成12年9月11日から12日にかけての集中豪雨であった東海豪雨時の降雨量は、1時間に最大102.5ミリメートルという記録的な豪雨でありました。そのときに発生しました被害では、床上浸水が67件、床下浸水が58件となっております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） 東海豪雨以降にも床上浸水など、被害が発生した豪雨はありますか。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 東海豪雨以後の建物被害が発生した豪雨では、平成25年8月6日の集中豪雨がございます。時間最大降雨量は東海豪雨を上回る1時間に122.5ミリメートルという豪雨でありました。その際にも建物被害が発生しており、床上浸水が18件、床下浸水が86件となっております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

それでは、今回の7月に発生した豪雨についても降雨量、また被害状況を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 7月に発生いたしました豪雨では、12日の夕方に発生したものと27日の深夜に発生した2件がございます。

12日の豪雨では、1時間当たりの最大降雨量が64ミリメートル、建物被害状況につきましては、床上浸水が1件、床下浸水が13件発生しております。また、27日の落雷を伴う豪雨では1時間当たりの最大降雨量が12日の雨量を上回り、80.5ミリメートルと非常に激しい豪雨でありました。建物被害では床上浸水が1件、床下浸水が12件発生いたしました。本市におきましても、雷の影響により、市内数か所において停電も発生しております。いずれも計画降雨量1時間当たり50ミ

リメートルを上回る非常に激しい雨でありました。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

呉竹町五丁目近辺について、過去に明治用水は溢水したことがないんですけれども、また床下浸水の報告もなかったと思うんですけれども、実際今回2回ともかなりの溢水が見られて、その原因が、私、現地地下流を確認したところ、今、419の工事の関係で、ちょっと明治用水にいろいろなくいが立っていて、それが流れが悪くなって原因になったんじゃないかと考えているんですけれども、その点、今後も台風シーズンを迎えて雨量が増えることが想定されるんですけれども、どのようにお考えになっているか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 今回の呉竹町五丁目の明治用水中井筋の溢水、床下浸水につきまして、過去において溢水や道路冠水の報告は聞いておりません。今回の豪雨につきまして、短時間に相当量の雨が降ったことと、また、高浜市に雨が降る前に上流部で多くの雨が降ったことにより水位が高くなっていったところに、今回の降雨が重なったなど様々な要因が考えられますが、愛知県が下流部で工事を行っているため、工事現場を確認しますと作業用足場が水没し、流れてきた草が付着している状況でありました。このような状況であったため、愛知県に対処策について確認したところ、本体水路内の作業用足場につきましては、既にもう撤去しているということでございます。台風シーズンが終わる11月から再度作業用足場を設置し、工事を進めていくということでありましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

私自身、近くに住んでおまして、7月の越水については本当に驚きまして、今後も激しい降雨があるたびにおびえていなければいけないのかなと思っていましたが、迅速な対応をしていただけるということで安心しました。また、近隣の住民からもいろいろ問合せがございまして、どのように説明をしていきたいと思っております。

次に、床下・床上浸水に見舞われた被災者について衛生面とかも踏まえて、どのような対応をされていますか。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（平川亮二） 税務グループでは、現地にて被害調査を実施し、希望する被災者の方に罹災証明書を発行しております。この罹災証明書は各種被災者支援の適用に当たっての判断材料として幅広く活用されております。今回の豪雨では自家用車が浸水し、故障したことにより自動車保険を請求するため、罹災証明書の発行を希望される方がいました。

○議長（鈴木勝彦） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） 浸水被害に遭われた家屋の衛生対策でございますけれども、まず、浸水箇所をしっかりと乾燥させていただくことが重要となります。その後に希望される方に関しましては、消毒液の配付や経済環境グループの職員がお伺いして、噴霧器を使った消毒を実施しました。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

道路とかが冠水すると、いろいろな漂流物、ゴミなどが流れてきて、結構時間がたっても目立って放置されていることもあると思うんですけども、そのような撤去とかは市としてどのように行っているか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 豪雨により、道路上に流れ着いたゴミなどの撤去・処理につきましてお答えいたします。

道路冠水となっていた場所は、側溝、集水ますのグレーチング部に草やゴミなどが流れ込み、目詰まりをしていることから、雨が再び降りますと路面排水が支障となります。そのため、委託業者に早急に清掃するよう依頼し、対応しております。

また、職員による市内パトロールを行い、道路の状況などを確認し、対処しております。ほかに市民からの情報提供などがあれば職員が現地を確認し、対処しております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） 分かりました。ありがとうございます。

次に、豪雨が発生した場合に市の対策本部の設置基準と運営について教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 災害対策本部の設置基準と運営でございます。

高浜市地域防災計画において、風水害と地震災害の非常配備・本部要員登庁基準を定めております。配備の状況は、第0非常配備、第1非常配備、第2非常配備、第3非常配備の4段階といたしまして、気象警報等や災害の状況に応じて、非常配備を引き上げるものとしております。風水害を例に具体的に申し上げますと、第3非常配備の災害状況は、1つとして、大雨、暴風、高潮、津波に関する特別警報が発表されたとき。2つとして、市内全域に大災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに、全域でなくても災害が特に甚大と予想されるときとしております。体制といたしましては、災害対策本部が設置され、配備職員は勤務時間内外とも全職員を配備することとしております。

7月の豪雨では、本市に対して大雨警報が発表されましたので、速やかに災害対策本部を設置し、第2非常配備にて、市長をはじめとして、多数の職員にて災害対応に従事したところでございます。また、道路冠水等の被害も生じていたことから、多くの消防団員も災害対応に従事いた

したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

災害を最小限に止める対応がマニュアル化されているということで、確認できて安心しました。

続いて、水害のハザードマップに関して、どんな内容か簡単に御説明お願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 令和2年度に作成いたしました降雨に伴う水害ハザードマップは、洪水ハザードマップ【高浜川（稗田川）・前川】というものと、洪水ハザードマップ【矢作川】の2種類となっております。例えば、洪水ハザードマップの【高浜川（稗田川）・前川】は令和2年4月に愛知県が公表いたしました高浜川水系・高浜川流域浸水予想図及び前川水系・前川流域浸水予想図に基づくもので、高浜川流域では24時間降雨量770ミリメートル、前川流域では24時間降雨量836ミリメートルの降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションした予想のマップとなっております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。ハザードマップの内容はよく分かりました。

ハザードマップに関して、市民への配付方法とどのような周知方法を取っているか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（杉浦睦彦） 新たに作成いたしましたハザードマップは、全戸配布をいたしました。令和3年5月に高浜市在住の方にはポスティングにて配布を行い、その後、高浜市に転入された方に対しては、転入手続で市役所にお越しいただいた際に窓口での御案内と一緒にお渡ししております。また、ハザードマップの周知につきましては、市のホームページなどに掲載しております。

昨年度は、地域団体の防災勉強会や防災リーダー養成講座にて、日頃から災害時における行動や決まり事、必要なものを準備しておくためのマイ・タイムライン（避難行動計画）の作成と防災グッズの準備・点検なども併せ、幅広く市民に周知を図っているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。しっかり市民に周知されていることが確認できて安心しました。

次に、水害に対する訓練に関して教えていただきたいと思えます。

私も水防訓練に参加させていただいたんですけども、いま一度、この訓練の内容を御説明いただけますか。



○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 令和4年度の局地的集中豪雨に対する水防訓練は、5月22日日曜日に、稗田町町内会、向山町町内会、市内の建設業者、碧南警察署、消防団の皆さんの御協力の下、訓練を実施いたしました。会場は2か所となっており、水防倉庫のある不燃物埋立場では稗田町町内会の皆さん、中荒井ポンプ場においては向山町町内会の皆さんにより、土のうの作製・積み方訓練、乞殿ポンプ場、塩田ポンプ場、中荒井ポンプ場の施設の説明、また、防災サイレンの吹鳴テストを行いました。

また、神ノ木遊歩道と市道碧南高浜線の交差箇所においては緊急防災・水害対策班での水防堰の設置訓練を実施いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

今、稗田町町内会、向山町町内会さんに乞殿ポンプ場、塩田ポンプ場、中荒井ポンプ場の施設の説明をされたと答弁されましたが、その内容についてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 内容といたしましては、各ポンプ場の排水能力につきまして説明をしましたので、ポンプ能力についてお答えいたします。

乞殿排水ポンプ場につきましては、口径600ミリのポンプが2基設置してあり、1基当たり毎分41立方メートルの排水能力があります。ドラム缶に換算いたしますと205本分に当たる排水能力となります。

塩田排水路ポンプ場については、口径400ミリのポンプが2基設置してあり、1基当たり毎分18.36立方メートルの排水能力がございます。ドラム缶に換算いたしますと92本分に当たる排水能力となります。

次に、中荒井排水ポンプ場については口径600ミリのポンプが2基設置してあります。1基当たり毎分37立方メートルの排水能力があり、ドラム缶に換算いたしますと185本分となります。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

もし、まち協、町内会で独自に訓練、事前対策をしている事例などがありましたら教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 論地町町内会さんに吉野橋ポンプの操作説明を毎年行っております。この施設は緊急防災対策班の固定ポンプ班が排水作業の対応をしておりますが、このポンプ設備は

手動運転となっており、班員が現地に間に合わないときのために、ポンプを稼働させる発電機の運転キーを地元住民の方にお渡ししております。

また、吉野橋ポンプで排水される雨水管は市道小脇線に埋設されており、道路の一番低いところでは路面が冠水し、浸水被害や通行止めとなったこともございます。そのため、高取まちづくり協議会と論地町町内会が冠水状況を確認できる簡易なシステムを自作され、試験的に歩道内に設置しております。このシステムは冠水状況をフロート式センサーにより感知し、電話及びメール登録した住民に情報提供をしているということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

地域の協力も得られていることが確認できたので、安心しました。ほかの町内会でもそういう取組をまた進めていていただきたいと思います。

それでは、次に水害対策について教えていただきたいなと思います。

現在、市内で行われている河川の改修工事などがあれば、進捗状況も踏まえて御説明お願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 愛知県の管理している二級河川稗田川につきましては、高浜川の合流点から安城市境までの4キロメートルが河川整備計画に位置づけられており、準用河川鮫川合流点下流までの約3キロメートルの整備が完了しております。現在、残り1キロメートル区間のうち鮫川合流点から中根橋までの改修を進めており、今年度は鮫川合流点付近の護岸工事を実施すると聞いております。また、中根橋につきましては、河川改修に伴い改築が必要となることから、詳細設計を進めております。

次に、市の管理する準用河川鮫川の改修につきましては、現在、用地の取得に努めております。進捗状況といたしましては、用地総件数24件のうち取得済みの用地は10件となっており、用地取得率は41.7%となっております。今年度につきましても、引き続き用地取得に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

順調に工事も進んで、用地取得のほうも進んでいるようなので、事業が順調に進んでいるということが分かりました。

次に、本年度予定している雨水工事があれば教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（石川良彦） お答えします。

今年度の公共下水道事業といたしまして、計画降雨量時間50ミリの能力を有する雨水管工事を

2か所実施いたします。工事場所としまして、呉竹町地内の市道半城土吉浜線、平松橋北側付近の柴林排水区と、屋敷町地内の同じく市道半城土吉浜線、屋敷町交差点北側の大坪排水区となります。

工事の内容といたしまして、初めに柴林排水区におきましては、口径700から900ミリのヒューム管、延長346.6メートルを布設いたします。次に大坪排水区では口径700から800ミリのヒューム管、延長128.4メートルを布設いたします。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

雨水工事も順調に進んでいるようなのですが、これとは別に、ほかに何か実施する計画とかがあったらまた教えていただけますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 現在も計画している事業といたしまして、新田町、八幡町から流れる雨水を受け持つ排水区であります大清水第一排水区にポンプ施設等の整備を計画しております。この排水区の集水面積は約20ヘクタールでございます。公共下水道整備事業として今年度設計を終えまして、現在の計画ではございますが、令和5年度、6年度で整備工事を計画しております。

ただ、この工事でございますが、国の補助採択、社会資本整備総合交付金を受けて実施することから、今後の国の動向によっては進捗状況に変化が生じる可能性がありますことを御了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございました。

冒頭にも触れましたが、地球温暖化、異常気象の影響で、今後も想定を上回る水害が発生するリスクは否めません。自然災害なので被害を完璧に防ぐことは不可能ではありますが、現在の高浜市においては減災への対応はしっかりなされて、今後も強化されていくということが確認できたので、安心しました。

これをもちまして、まず1つ目の水害についての質問を終わらせていただきます。

では、続いて2つ目のふるさと納税について質問させていただきます。

2008年4月の地方税制改正によって運営が開始されたふるさと納税ですが、当初に比べると国民への周知も広がり、今では多数の国民が利用する制度となっております。市町村にとっても今や重要な財源であり、また自治体をアピールして、地域の産業を後押しする目的も見られます。その一方で、市民が他の自治体に寄附をすれば、当然財源が減少することになります。

そこで、まずは高浜市の過去から現在までのふるさと納税の受入れ金額、流出金額、それとそ

の運営費を引いた後の純収支を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 高浜市では、制度が開始されましたのが2008年度、平成20年度ですが、そこからではなく、その動向を見ながら、平成25年の10月よりふるさと納税の受入れを開始いたしました。そのため、平成25年度からの実績となりますが、まず受入額の実績でございますが、平成25年度は62万円、平成26年度は145万円、平成27年度は1,265万2,000円、平成28年度は1,493万2,000円、平成29年度は3,376万3,000円、平成30年度は5,872万8,000円、令和元年度は7,246万1,000円、令和2年度は7,523万6,248円で、昨年度、令和3年度は1億1,604万1,000円となっております。

次に、運営費も加味した収支でございます。流出額も含め、これはふるさと納税額から寄附金控除の額及びふるさと納税の返礼品代や委託料などの運営費を差し引いた額となります。寄附金控除の額が翌年度に影響を与えるというところから、平成26年度の数字からになります。1万円単位で答弁させていただきます。平成26年度につきましては約16万円の黒字、平成27年度は約508万円の黒字、平成28年度は約646万円の赤字、平成29年度は約855万円のマイナス、平成30年度は1,260万円のマイナス、令和元年度は1,898万円のマイナス、令和2年度は2,039万円のマイナス、令和3年度は2,361万円のマイナスとなっております。

ふるさと納税額につきましては、先ほど申しましたように着実に増加をしておりますが、実際の収支としてはマイナスがちょっとずつ増えているというような状況になってございます。ただ、これは市の財政のところだけですが、実際には市の財政だけでなく、返礼品提供事業者の売上増にもつながっているというところがございます。そのため、地域経済の活性化にもつながっていると、そういった面もあると考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

順調に受入額が増えているということで、評価はできるではないかなと思います。

続いて、高浜市の現在の返礼品の種類は幾つあるか教えてほしいのと、高浜市の返礼品が他の自治体と違い、何か特徴があれば教えてほしいと思います。それと、その中で昨年注文が多かった商品を5つ教えていただきたいのと、その受入れ金額もそれぞれ教えていただきたいと思えます。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、1点目の返礼品の種類、数ですが、令和4年8月3日の時点で212種類の返礼品の数となっております。

続いて、2点目ですが、高浜市の返礼品の特徴という部分ですが、返礼品212種類のうち72種類が瓦に関する製品ということで、約3分の1がそういった瓦の関係する製品となっております。

て、窯業のまちという特徴色が色濃く出ているのかなというところがございます。

最後、3点目でございますが、令和3年度で最も多く選ばれた返礼品としましては、1番目がフルーツサンド5個入りという部分になります。次に、マカロン24種、スペシャルティコーヒー、うなぎの蒲焼1尾、コシヒカリ5キロというような順で選択をしていただいております。

それぞれの返礼品に対する寄附額でございますが、フルーツサンドにつきましては2,645万円、マカロンは1,400万円、スペシャルティコーヒー豆は616万円、うなぎの蒲焼は408万円、コシヒカリは186万円という順になってございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

以前に比べると、かなり返礼品の数が増えていると思います。

その返礼品の募集に関してですけれども、どんな方法で募集しているのか教えていただきたいのと、たしか昨年度、返礼品を新たに出品する事業者に補助金を出していると思うんですけれども、その辺の成果についても加えて御説明お願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、返礼品の募集についてでございますが、令和元年度から事業者向けの説明会を開催しておりまして、その中でふるさと納税制度や最新の全国の寄附のどういったものが出ているとか、そういったような動向、また、もっとこうしたら相手に伝わるんじゃないかと、そういったような説明のほうをさせていただいております。

今、御質問ありましたように、令和3年度、また今年度については新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金のほうを活用いたしまして、がんばる事業者応援事業費補助金制度、こちらを実施いたしております、商工会とも連携し、新商品の開発を呼びかけてきたということもございます。加えて、担当職員も常にアンテナを高くし、事業者に対して個別にアプローチしたり、また、ふるさと納税の制度が浸透していく中で、逆に事業者さん側のほうから、こういったもの登録できるかなというような、そういったようなアプローチも増えてきているというのが実際でございます。

続きまして、がんばる事業者応援事業費補助金の成果、実績というところでございますが、令和3年度の実績となりますが、28事業者がこの制度を活用いただきまして、そのうち15事業者が返礼品開発に取り組まれたというところになります。その成果としましては、補助金を使って新たに返礼品にラインナップされたものがどのくらい実際選ばれたのかというところでお答えをさせていただきますと、令和3年度では99件の寄附がございまして、寄附額としては110万4,000円、令和4年度では8月23日時点ですが、39件、41万6,000円の寄附額というふうになってございます。成果として寄附額のみで答弁をさせていただきましたが、実際にはふるさと納税の寄附以外にも実際に事業者さんが店舗等で販売をされて、利益につながっていると、そんな部分もあるの

かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

ふるさと納税に関しては、他の自治体では運用が不適切と指摘されるような報道も、そういう事例もよく聞くんですけれども、高浜市でも返礼品が適切か不適切かどうか審査をなされていると思うんですけれども、その審査方法について総務省のガイドラインも含めて御説明ください。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 返礼品の審査につきましてでございますが、返礼品提供希望事業者から、まず市に申請書が提出されます。その申請書を提出いただいた時点で、まず、市の担当者にて総務省が示す地場産品基準に照らし合わせて審査のほうを行います。加えて、年に一度、愛知県を通じて、総務省から全ての返礼品について地場産品基準に適合しているかの審査がございます。

そこで、適合していないんじゃないかとなったものについては外れるというような形になるんですが、総務省の示す地場産品基準について申し上げますと、まず1つ目としましては、市内において生産されたものであること、2つ目としまして、市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること、3つ目としましては、市内において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること、市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの、これは流通構造上混在することが避けられない、そういった場合に限りませんが、そういったものであること、5つ目、市の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から高浜市の独自の返礼品等であることが明白であることなど、これが主な基準でございます。

これのいずれかに当てはまってくればいいんですが、ただ、総じて市内で生産される地域資源が多い、または有名な自治体がどうしても有利になってしまうと、そういったような制度であるのかなというところがございますので、よろしく願いします。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

続いて、受け入れた寄附金、税金に関して、他の自治体のホームページを見ると納税者に用途を例えば子供の子育てのためとか、福祉のためとか、市長に一存するとか、いろいろ指定できる方法になっているところが多いんですけれども、高浜市ではどのような選択肢があるのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 高浜市におきましても、大きく5つの区分で用途の指定ができるよ

うになっております。1つ目としましては活力あるまちづくり事業、2つ目は未来を担う人づくり事業、3つ目は健康で生きがいのあるまちづくり事業、4つ目は安全・安心なまちづくり事業、5つ目はその他市長がふさわしいと認める事業、この5つの区分になってございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） その5つの事業について、もうちょっとどんな内容なのかと、各事業に対して昨年度でもいいんですけれども、幾ら受入れ金額があったか教えていただけますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 各区分のもう少し詳しいところということで、活力あるまちづくり事業につきましては、市民協働の推進であったり、産業誘致や地場産業の支援、こういった事業に該当してきます。

未来を担う人づくり事業では、たかはま夢・未来塾事業やこども発達センターに関する事業、放課後居場所事業といった、やっぱり子育てや、そういったような次世代育成の部分の事業にという形になります。

健康で生きがいのあるまちづくり事業につきましては、生涯現役のまちづくりや高齢者・障がい者事業といった福祉関係の事業になってまいります。

安全・安心なまちづくり事業につきましては、防災ネットワークの構築や地域防災力の向上、地域防災リーダーの育成、防災情報の発信、地域住民による防災活動の支援といった、そういった防災関連の事業になってまいります。

その他市長がふさわしいと認める事業につきましてははるありますが、芸術・文化・スポーツの振興や環境、そういったような事業のほうになっております。

じゃ、実際どの区分に寄附が多いのかということですが、市民協働の推進、地場産業の支援などが該当する活力あるまちづくり事業、こちらと、こども発達センターや放課後居場所事業といった子育て支援、次世代育成に関する事業が該当する未来を担う人づくり事業、こちらを選択される方が非常に多いというような傾向がございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

他の自治体に寄附をすると、返礼品の中に市の紹介をするリーフレットとか礼状などが同封されていることが多いんですけれども、高浜市ではそのような対応はされていますか。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 正直、これまでお礼状などといったものにつきましては、事業者にお任せをしてきていたというところがございます。ただ、令和3年度の事業者説明会の折に事業者様より、市でお礼状のフォーマットを作成してほしいというお話しございました。そのため、市でお礼状の様式を作成しまして、実際、データであったり、必要に応じて印刷したものを事業

者様に提供させていただきまして、返礼品に入れていただければというような形で対応してもらっております。

また、令和3年度ではリーフレットも作成をいたしまして、過去3年間に高浜市にふるさと納税をしてくださった方々に対して、郵送でどうでしょうかというような形でお送りを行っております、リピーターの獲得にも努めているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

高浜市のアピールができて、リピーターが増えることにつながると思いますので、今後も継続していただきたいと思います。

次に、他の自治体ではふるさと納税とクラウドファンディングを融合させたプロジェクトに対して納税してもらおうという取組が最近目立つのですけれども、ちょっとこの間見た例で言うと、徳島県佐那河内村では1,000年以上の歴史のある村に若者が集う住宅を建設したいというプロジェクトで、この原稿をつくっている8月19日現在で、目標金額が7,000万円で、残り1年を残して既に達成率69%となっています。今朝確認したところ、達成率71%なので、このまま順調にいくと100%になるんじゃないかなと思うのですけれども、我が高浜市ではこのようなクラウドファンディングに絡めた取組とかは予定されていますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今、議員言われるものにつきましてはガバメントクラウドファンディングと言われるようなものかなと思いますが、そうしたガバメントクラウドファンディングにつきましては、平成30年度のときに高浜高校SBPがセレクトギフト開発の取組に対して実際活用をしたという実績がございます。当時、目標額としては300万円掲げておりましたが、実際には40万3,000円の寄附を頂いたというようなところがございます。以後、令和元年度からは実際、ガバメントクラウドファンディングとしての活用はないんですが、先ほども答弁させていただきました選択できる事業の区分の中で、高浜高校のSBPの事業に特化して事業区分が選択できるようにしたりというようなこともしております。

また、それ以外にも市政50周年がございました。市政50周年記念事業に用途を限定した受入れも令和元年と2年度には実施をしているというところがございます。

ただ、今、議員言われますように、近年、せつかく寄附をするなら共感を受ける事業に対して寄附をしたいと、そんな寄附者も非常に増加しているというふうに聞いております。私もこども食堂とかというようなものに対するガバメントクラウドファンディングとか、そういったのを結構サイトで見たりします。ガバメントクラウドファンディングはそうした寄附者に対して非常に有効なのかなと考えてございます。

ただ、昨今本当にガバメントクラウドファンディングをされる自治体が増えております。普通



に実施したのではなかなかたくさんある案件の中に埋もれてしまうというようなところもありますので、こちらについては活用の有無も含めて、しっかりと戦略を練って対応していきたいと考えてございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

次に、個人のふるさと納税はかなり浸透してきたわけではありますが、最近、企業版ふるさと納税についても結構事例が増えてきていると思うんですけども、企業版ふるさと納税について高浜市の考え方、取組方について考えを教えてくださいませんか。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） ただいま、議員のほうから企業版ふるさと納税ということで御提案、御案内がございました。私どももこの企業版ふるさと納税というのは大変有効だというふうに考えておまして、今後活用していきたいと考えております。PR等を実施し、広く募集をしていきたいと考えており、今準備を進めているところでございます。

なお、制度の活用には自治体に対しまして、地域再生計画を策定し、国に申請して認定を受ける必要があります。高浜市においては令和4年7月8日付で認定をいただいております。こうして企業版ふるさと納税について進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

実際、近隣の市町のふるさと納税の事例とかがあれば幾つか紹介していただきたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 近隣の市町の企業版ふるさと納税の状況ですが、総務省のほうでも公表は義務づけられておりますので、公表があったものを見ますと、知立市においては令和3年度に2つの企業から企業版ふるさと納税を受けておられました。1つ目はSDGsの普及啓発事業に対して10万円の寄附をされた企業がありました。2社目としましては、歴史と文化の情報発信事業に対して74万6,500円というものがあつたと把握しております。

安城市におきましても、令和3年度、1社から企業版ふるさと納税を受けており、内容としてはものづくり産業の高度化及び産業の多様化推進事業に対して10万円というような寄附があつたと把握しております。

あと、愛知県内を見ますと愛知県内全体では、令和3年度においては79件の企業版ふるさと納税が各自治体においてされておまして、その総額としましては、約2億4,000万円の寄附があつたというような形で把握をしてございます。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

ぜひ、高浜市でもしっかりアピールしていただいて、企業様から御支援いただけるとよいなと思っております。

最後に、令和3年度で結構なので、全国自治体の数と高浜市がふるさと納税受入れ金額で何番なのか教えていただきたいのと、また、今後の受入れ金額の見通しを分かる範囲で教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、1点目の御質問ですが、高浜の全国での現在地という部分であるかと思います。都道府県を含めまして、令和3年度では1,789の自治体がふるさと納税の受入れを行っておりまして、高浜市のふるさと納税の金額につきましては、1,789自治体中の979番目、ちょうど真ん中ぐらいとなっております。やはり先ほども申しましたが、市内で生産される地域資源が多い、また有名な、名前が出て、よく通っているような自治体が上位に来ていると、そんな中での順位になってございます。

次に、2点目の御質問につきましてですが、向こう5年間の目標金額ということですが、なかなか目標金額について定めるのが難しく、実際には定めておりませんが、常に前年度以上は獲得をしたいなということを目標としまして、加えて、企業版ふるさと納税の実施などちょっと様々な取組について実施を検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

ふるさと納税も広く浸透して、今後は企業版も含めて財源確保、市のアピールも含めて、避けては通れない事業になってくると思うんですけども、高浜市は残念ながら返礼品として一般的に人気のある畜産物、水産物とかに乏しい自治体であって、知恵を絞って取り組んでいただきたいとは思っております。その中で返礼品を増やすにも資源は限界があると思うんですけども、他の自治体と同じことをやっていたら競争に勝つことはできないと思いますので、市のPR、シティプロモーション、そういう観点をもって積極的なPRを実施していただきたいと思います。今後とも受入れ金額が増えて、企業版のふるさと納税も増えることを期待して、私のふるさと納税についての一般質問を終わらせていただきます。

70分いただいたんですけども、的確な答弁のおかげで時間が余りましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は14時40分。

午後2時27分休憩

---

午後2時40分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、今原ゆかり議員。1つ、福祉行政について、1つ、子育て支援について、1つ、教育行政について、以上3問についての質問を許します。

13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、通告の順に一般質問をさせていただきます。

福祉行政について。

带状疱疹ワクチンについて。

皆さんは带状疱疹という病名を聞かれたことはありますか。带状疱疹は、水疱瘡と同じウイルスで起こる皮膚の病気です。水疱瘡が治った後もウイルスは体内に潜伏していて、過労やストレスなどで免疫力が低下するとウイルスが再び活性化して带状疱疹を発症します。体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まり帯状に生じます。多くの場合、皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経の損傷によりその後も痛みが続くことがあります。これは、带状疱疹後神経痛、PHNと呼ばれ、最も頻度の高い合併症です。また、带状疱疹が現れる部位により、角膜炎、皮膚神経麻痺、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすことがあります。

国立感染症研究所によると、成人の抗体保有率は90%以上であり、成人のほとんどが水痘带状疱疹ウイルスに既感染で、带状疱疹の発症リスクがある。また、85歳の人の約半数が带状疱疹を経験していると報告されており、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると推定されています。

世界各国の論文をまとめた宮崎スタディでは、10代に小さな峰があり、特に50代から急激に増え、60代から70代に大きな峰があることを報告しています。30代が低い理由としては、子育て世代であることから、水痘患児との接触機会が多く、ブースター効果が得られて発症が抑制されているためと推測しています。

2014年10月からは水痘ワクチン定期接種開始により水痘にかかる子供が減り、水痘带状疱疹ウイルスにさらされる機会が減ったことで、その効果が弱まったことも原因の一つだと考えられています。

そこで、まずは带状疱疹に罹患した場合の治療について教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスの感染によって発症した水疱瘡が、治った後に休眠状態で体内に潜み続けているウイルスが原因で発症する感染症となります。加齢や疲労、病気や薬による免疫機能の低下が発症要因となります。このため、水疱瘡にかかったことがある方は誰もが带状疱疹を発症する可能性があります。

带状疱疹に罹患した場合の治療につきましては、内服や点滴による抗ウイルス薬の投与と、痛

みを和らげる治療が行われます。抗ウイルス薬は水痘帯状疱疹ウイルスの増殖を抑える働きがありますので、早期に抗ウイルス薬を投与することで皮膚症状の治癒を促進し、痛みの軽減と痛みの持続期間が短縮されます。加えまして、合併症であります帯状疱疹後神経痛、PHNを予防する効果も期待されております。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

帯状疱疹に罹患した場合には、早めの受診と治療が重要であることが分かりましたが、帯状疱疹の予防には2つの予防接種ワクチンが薬事承認されています。2016年3月、国内製の水痘ワクチンについて、50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防の効能効果が追記されました。その後、2018年3月には新しく帯状疱疹専用の不活化ワクチン、シングリックスが薬事承認され、2020年1月から販売が開始されました。

この2つのワクチンの効果について教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 帯状疱疹ワクチンは、2種類のワクチンが薬事承認されていますので、任意接種として接種することができます。乾燥弱毒生水痘ワクチン、いわゆる生ワクチンは1回接種、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン、いわゆる不活化ワクチンは2か月の間隔で2回接種することで、どちらのワクチンも帯状疱疹の発症を予防する効果と、合併症であります帯状疱疹後神経痛、PHNの予防効果が認められております。

このため、帯状疱疹ワクチンの定期予防接種化につきましては、平成28年度から厚生労働省の厚生科学審議会におきまして、専門家による医学的、科学的観点からの評価と審議が継続されております。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

帯状疱疹ワクチンは、発症予防の効果が認められているということで、医師からの勧めで任意接種として自費で接種される方もおみえになります。しかし、ワクチンの接種費用は生ワクチンである水痘ワクチン、ビケン1回7,000円から1万円程度、不活化ワクチンであるシングリックスは1回2万円から3万円程度であり、かつ2回の接種が必要とかなり高額になります。

愛知県内では、名古屋市が2020年3月から接種費用の助成を開始しており、刈谷市でも2021年8月から接種費用の助成が始まりました。

帯状疱疹ワクチン接種の助成について、市の考えを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 昨年の4月時点では、愛知県内54市町村のうち帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成を実施しているのは名古屋市だけでしたが、現在は県内の7つの市町村において助

成を行っております。ただし、助成の内容は自治体でばらつきがある状況であります。なお、西三河地域では、刈谷市が昨年8月から50歳以上の市民の方を対象に助成を開始しております。

先ほども申し上げましたが、带状疱疹ワクチンの定期予防接種化につきましては、厚生労働省におきまして、平成28年度から審議が継続されており、近い将来、定期接種に位置づけられる可能性がございます。

私どもといたしましては、定期接種に位置づけられた予防接種を確実に実施をしてみたいと考えておりますので、今のところ任意接種に対して助成を行う予定はございません。

ただし、国の審議状況ですとか、県内自治体の動向には今後も注視をしてみたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

带状疱疹ワクチンの定期接種化については、平成30年6月に行われたワクチン評価に関する小委員会で、経済的コストや死亡率、疾病率を指標とした疾病負荷については一定程度明らかとなったものの、引き続き、期待される効果の検証と導入年齢について検討がされています。

带状疱疹ワクチンの予防接種については、今後も国の定期接種化の動向に注視していただきつつ、今後は先進的に予防接種の助成を実施されています市町村の実施状況や内容についても確認し、総合的に判断していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、園児の使用済みおむつの処理についてお聞きいたします。

現在、公立保育園で園児が使用した紙おむつは、保護者が持ち帰ることになっていると思います。雨の日や週末にお昼寝用の寝具を持ち帰る日は本当に大変です。子供は低年齢になるほどおむつを取り替える回数も増えます。自宅に帰ってから子供の体調を確認するという意味もあると思いますが、長時間経過した使用済み紙おむつは不衛生です。保育園でおむつ替えをしてからどのような形で扱っていて、保護者はどのように持ち帰るのかを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 公立保育園では、登園時に保護者がバケツにビニール袋をかけて用意します。園児のおむつを交換した際には、交換したおむつはそのバケツに入れます。バケツはトイレに保管しており、保護者がお迎えに来た際にビニール袋を取り出してお持ち帰りをお願いしております。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

次に、高浜市内の保育園での現状を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 処理の主体についてお答えをさせていただきます。

高浜市内には、おむつの交換を要する園児が通園する保育所及び幼保連携型の認定こども園が11園、小規模保育所が3か所、家庭的保育が3か所の合計17か所ございまして、保護者が処理する施設が8か所、園が処理する施設が9か所となっております。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

保育士もおむつを児童ごとに分けるのも大変な仕事の一つです。子供が昼寝をしている間に一人一人のノートにその日の出来事を記入したりするため、休む時間が取れない。また、間違えて別の園児のおむつが交ざり、苦情があったと聞いたことがあります。保育士の立場からすると、仕事量だけではなく、精神的な負担も大きいと思います。

そのような、おむつに関して問題がありましたら教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 間違えて別のバケツに使用済みのおむつを入れることはまれにございます。個別のバケツに分けることに対しての保育士の負担は確かにあることから、検討を要するものであると認識しております。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

もし、保育園でおむつを処理することになった場合、費用はどのくらいかかる見通しなのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 市内の公立施設での1週間の1人当たりの廃棄おむつ量を試算いたしますと、約7.6キロとなります。その値を用いて吉浜北部保育園で試算しますと、1年間に発生する廃棄おむつの量は約1万6,000キロとなります。廃棄おむつは事業系の一般廃棄物に当たするため、許可業者に回収を委託すると、キログラム当たり22円、税込みとなります。そうしますと、年間の処理費としては1万6,000キロに22円を乗じた35万円ほどが見込まれます。

そのほか、導入をしますと、おむつ替えをした後の室内用のおむつの処理ごみ箱や外用の保管用のごみ箱、ごみ袋などが必要になると考えられ、導入した場合の初年度の費用としては40万円ほどが試算され、また、市が運営する施設で小規模保育の、例えばぼんぽんママにもおむつを利用する児童がいますので、同様に試算しますと、年間の処理費は約13万円ほどというふうに試算しております。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

かなりの金額がかかるということが分かりましたが、現在も新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。感染症対策などの観点から、保育園で処理するのが妥当だと考えます。

市の見解を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 使用済みおむつと、先ほどありました感染症の関係としましては、特にノロウイルスの感染というのが考えられます。そういった感染症の予防といたしましては、汚物の移動距離や処理に携わる人をいかに少なくするかが求められると考えられます。

ですので、また市内民間園についても、先ほども述べましたように、園での処理については進んでいますことから、公立園についても今後検討を進めていくことを考えております。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

保育士、保護者の負担軽減になるよう、早期に実現していただきたいと思います。

次に、児童クラブの入会条件の緩和についてお聞きします。

近年では、核家族化の進展とともに、共働き世帯が増えてきています。要因としては、社会情勢が挙げられ、共働きでないと生活が厳しくなっているということが原因の一つと言われています。

共働きの子育て世帯の悩みに、「小1の壁」という言葉があります。子供が保育園などを卒園して小学校に入学するタイミングで、親が仕事と育児の両立を困難に感じることです。

その中の大きな問題として、学童の利用の制限が挙げられています。長期の休みに限らず、児童クラブなどを利用したい人も増えているかと思いますが、現在の利用条件、定員、利用者数、また今年の夏休みの利用者数を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 市内の児童クラブは7つございまして、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者を対象とし、利用条件といたしましては、就労などで昼間に家庭に保護者、同一敷地内に在宅の親族も含まれますが、がいない場合、また自営の方は居宅外労働をしている場合、また長期入院している場合が挙げられます。ただし、児童の通う小学校区に自営される店舗等がある場合、祖父母宅があって在宅している場合など、入会できないこともございます。

全施設の定員は、それぞれ40名から60名であり、合計で約300人ほどとなっております。

利用者数の延べ人数は、今年度の夏休みまでの利用実績で、延べ人数で1万8,635人。夏休みの利用人数についてでございますが、民間のクラブ、児童クラブもあることから、集計を行ったのが夏休み前のものでございますが、見込みも含めて利用者数は6,100人ほどとなります。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

限られた施設の中で定員を増やすのは難しいことだと思います。今まで申込みができなかった

方からの声などが届いていましたら教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 議員御指摘のとおり、限られた施設の中で定員を増やすのは非常に困難でございます。申込みしてできなかった方からの御希望といたしましては、祖父母が在宅していても申請ができるようにしてほしい。いわゆる御病気とか高齢等、また家庭内の事情とかそういうもの等が挙げられております。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

市民の方より、両親と同居しているが、高齢で子供の面倒を見てもらえないという話を聞きました。

安城市では、同一住所の親族等が20歳未満、または満70歳以上の場合は、児童を育成することができないと認め、就労証明等の提出が不要としていますとありました。児童クラブを利用したい方から見ると、大変ありがたい条件だと思います。

高浜市においても、条件の緩和についてぜひとも検討していただきたいと思いますが、市の見解を聞かせてください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） まず、児童クラブの利用の条件の緩和というところでございますけれども、これまでも市民の方からの御要望を踏まえ、検討を踏まえて緩和をした事例というものもございます。例といたしましては、今年度4月からでございますけれども、夜勤により日中自宅に保護者がいる家庭におきましても、その場合は児童が利用できるようにいたしました。これは西三河地方という自動車産業の盛んな地域性を考慮したものでございます。

その他、御質問にもございます、祖父母が同居している場合の家庭の児童の受入れなどにつきましても、市内の児童クラブの共通の議題としまして検討しているなど、施設の定員とのバランスを考慮しながら検討を進めているところでございます。

高浜市といたしましては、児童クラブ、またそれ以外のもの、小学校のグラウンドを利用した放課後居場所事業やセンターキッズ事業などを含めまして、子供の居場所というところを、施設を最大限に生かした事業展開を今後もしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

条件が変更され入会できれば、保護者は安心して働くことができますし、また職場復帰などのきっかけになるかもしれません。またこちらも早期の環境整備をお願いいたします。

続きまして、教育行政について。



不登校生徒の居場所について質問いたします。

今年の1月、岡崎市の矢作中学校へ視察に行かせていただきました。昨年より校内フリースクールのモデル校として開設。不登校生徒の新たな居場所として、市の教育委員会が中心となり県内で初めての取組をされていました。

これまでは、各校に不登校生徒のための校内適応指導教室がありましたが、フリースクールでは担任、支援員、教員補助員、3名を配置。通常学級、特別支援学級と同等な扱いとしながら、適応指導というネガティブなイメージとならないよう、フリースクールの頭文字を取り、F組と呼んでいます。矢作中学校の全校生徒は674人で、F組には26名が在籍しており、そのうち、毎日ではないですが、25名が通学できているそうです。教室には勉強に集中できるようパーティションが置かれたり、リラックスできるようにソファや畳がありました。カーテンは常に開けられて、教室を移動したり自由な活動をしていることに大変驚きました。

高浜市とは単純に比較することはできませんが、中学校の在籍しているクラスには通えない生徒が通える教室があります。今回はそのことについて質問していきたいと思います。

3月議会では、不登校児童・生徒の人数についても聞かれていましたが、改めて現在の不登校生徒は何人みえるのでしょうか。また、そのうち、高浜中学校のレインボー、南中学校のみなみ、いきいき広場のほっとスペースを利用している人数を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 7月31日現在の数字を申し上げます。

小学校は15名、中学校は46名です。レインボー教室の利用者は10名、みなみ教室の利用者は15名、ほっとスペースの利用者は8名となっております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

レインボー、みなみでは、支援員などはそれぞれ何人みえるのか。十分足りている状況なのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 両校とも適応指導教室を担当する教員である支援員は1名ずつ配置されております。その支援員が中心となって通学してきた生徒の対応をしています。しかし、両校とも根底にあるのは、多くの教員でその生徒を見守るというスタンスであります。そのため、その生徒が通学してきたら、クラス担任や学年主任、また養護教員、教科担任、管理職など、たくさんの教員が自分の授業がない時間、また手の空いた時間、放課に指導教室に赴き、生徒に声をかけ関わっております。実際、教室担当の指導員、支援員は1名ではありますが、実際は多くの教職員がその生徒に関わって支援をしております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

レインボー、みなみの授業は、通常学級と同じ時間割で行われているのでしょうか。数時間だけ登校する生徒もいると思いますが、1日の流れを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 基本的には通常の学校の日課と同じになります。授業時間は学習の時間、放課や給食もそれぞれに対応した時間となります。

しかし、時間の流れは同じでも、個々に応じてそれぞれ細かい対応があります。例えば、遅刻して登校した場合、基本的には職員室に自分が登校したことを伝えに行きます。しかし、そこに行くのに抵抗がある生徒もいます。その場合は、適応指導教室にいる教員が本人が登校したことを職員室に伝えに行きます。授業時間についても、自分が在籍するクラスの時間割に応じて教室に戻って一緒に授業を受けることもあります。教科担任が適応指導教室で教科補充をすることもあります。もちろん自分で教科を決めて自習のような形で学習をすることもあります。担任や支援員と相談をして、何よりも自分自身の心と相談をして、自分たちで判断して決めていきます。この積み重ねがスモールステップとなり、登校したことを自分で伝えに行けるようになったり、教科によって教室で受けられるようになったり、進路について関心を持ったりすることにつながっていきます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

ほっとスペースではどのような対応をしているのか。また、レインボー、みなみとの違いを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） いきいき広場にあるほっとスペースのことでありますが、一番の大きな違いは校外にあるか、校内にあるかということです。

先ほどの御質問に対して、遅刻登校した際に職員室に行くのに抵抗がある生徒がいるということをお答えしました。それと同様に、学校が苦手、多くの人に囲まれた環境や同世代の人間が苦手、決められた日課で活動することが苦手など、その子によって学校自体に行くことに抵抗がある子もいます。でも、通学したい、家の外に出て活動したい気持ちもある。勉強もしていきたいという思いもある。そういった子に対して支援する場所が校外の適応指導教室、ほっとスペースであります。

ほっとスペースは、校外にある自分たちを認めてもらえる居場所であり、学校へ通学するため

のリズムをつくる場所でもあります。そのため、細かい時間割等はありませんが、登校してきたらその日の過ごし方、勉強する時間、何を勉強するのかを自分たちで計画を立てて実行していきます。

常に支援員は1人以上いるので、その支援員が学習サポートを行います。校外にある教室ではありますが、学校とも連絡を取り合っていますので、利用している子供たちについての情報共有はしっかりできています。

レインボー教室やみなみ教室と同様に、ほっとスペースもスモールステップで子供たちの自己肯定感、自己有用感を大切に、様々なことへの意欲を高めていきます。それによって新学期から登校できるようになったり、制服でほっとスペースに登校して、少ししてからそのまま校内の適応指導教室に登校したりする生徒もいます。校内、校外という違いはありますが、学校との連携はしっかり取れていると感じています。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

高浜市でも個人に合わせて見守っていただいているということが分かり、安心いたしました。

矢作中学校では、生徒の進学や就職などへの目標に応じて、在籍するクラスの担任、フリースクールの担任と面談して個人支援計画を作成していました。目標から逆算し、1年生の範囲から復習するなどのサポートもされていました。人員確保など難しいと思いますが、今後の課題などがありましたら教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 校外のフリースクールも年々増加しております。

岡崎市での校内のフリースクールの話も出てきて、個に応じた生き方や登校スタイルがより認められる時代になってくるとは思います。

しかし、教員数や教室の数、それに対する補助については大きな変化はありません。両中学校とも支援員が中心となっていますが、実際にほぼ全ての教員がその子たちを認め、支え、次のステップへ、また社会生活へと歩み出していけるよう尽力をしております。

しかし、校内にはそれ以外の子供もたくさんいます。また、教員の仕事もそれだけではないということもあります。やはり個に応じた対応をして支援していくのであるならば、それに対応する人材を確保していくのは絶対必要条件と考えております。

また、教室についても、今後利用する生徒が増えてくれば、新たに準備する必要も考えられます。そのようなことも計画的に行っていく必要があると考えます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 13番、今原議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

家庭の事情や勉強、友人関係で悩んでいる子など、不登校になる理由は様々です。子供にはゆっくり話を聞いてくれる人、自分の存在、考え方を認め、理解してくれる人が必要です。

今後も引き続き、子供が安心して学校で過ごすことができるよう、引き続き居場所づくりをお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は15時20分。

午後3時11分休憩

---

午後3時20分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、神谷直子議員。1つ、教育行政について、1つ、生涯教育について、以上2問についての質問を許します。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 皆様、こんにちは。

2番、神谷直子です。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きくなったら何になりたいですか。聞かれたことのない方はいないと思います。でも、私たちの子供の頃、答えていた答えとは大きく変わってきていると思います。

平成27年、2015年の9月議会でもキャリア教育についてお尋ねいたしました。今回、なぜ再びお聞きするかと申しますと、2020年から文部科学省でもキャリア・パスポートの導入が努力義務となりましたし、コロナ禍になり、かなり現場でも変化があったということが想像されますので、再度キャリア教育についていろいろお聞きしていきたいと思います。

このキャリア教育の重要性が叫ばれるようになった背景には、20世紀後半に起きた地球規模の情報技術革新に起因する社会経済、産業的環境の国際化、グローバル化があると考えられています。その影響は、日本の産業、職業界に構造的変革をもたらしたことにとどまらず、私たちの日常生活にも大きな影響を及ぼしたことは皆さんも御存知のことと思います。このような社会環境の変化が子供たちの生育環境を変化させたと同時に、子供たちの将来にも多大な影響を与えたことを認識することが重要であると考えます。

情報技術革新は、子供たちの成長、発達にまで及び、さらに教育の目標、教育環境にも大きな影響を与え始めています。夏休みの宿題の答え合わせがグーグルのカメラで瞬時に出るというのが話題にもなりました。

こうしたことを踏まえて、子供たちをめぐる課題やキャリア教育について御質問させていただ

きます。

なぜ、なりたいものが変わってきたのでしょうか。時代の変化に伴い、職業観や人生観など様々な要因があると思います。麻生太郎元総理は、子供の頃の夢はとにかくおなかいっぱい御飯が食べたかったとおっしゃいます。戦後の混乱期ならではの話だと思います。そこまででなくても、なりたいスポーツ選手がプロ野球選手からJリーガーに変わってきたように、時代の流れや情報技術革新による社会行動の変化、産業構造の変化、憧れる職業などはやりがあると考えられます。

そこで、高浜市ではどのように子供たちに対してキャリア教育を捉えて教育されているのか、お伺いしていきたいと思います。現状はどうなっているか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） キャリア教育は、子供たちが将来社会的、職業的に自立して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する大変重要な教育であると考えます。

高浜市としましても、その考えを踏まえて教育しております。

具体的には、高浜市の全ての子供たちが学ぶことと自分の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる資質、能力である基礎的、汎用的能力を身につけていくことができるように、特別活動を要しつつ、各教科の特質に応じてキャリア教育の充実を図っています。つまり、自分のなりたいものややりたいことを実現するためには、今、そして、これから何をすべきなのかということについてプロセスを考える力を、あらゆる教育活動を通して自分事として身につけていけるようにと考えています。

先ほど申し上げました、基礎的、汎用的能力とは4つの側面があるんですが、1つ、人間関係形成、また社会形成能力。2つ目が自己理解・自己管理能力、3つ目、課題対応能力、そして4つ目、キャリアプランニング能力という4つの側面から構成されています。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

今、おっしゃった4つの観点をもう少し分かりやすく教えていただいてもよろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 先ほど御説明させていただきましたこの4つの観点、構成する4つについて、もう少し簡単に申し上げます。

1つ目の人間関係形成・社会形成能力ですが、これは人が社会との関わりの中で、生活したり、仕事をしたりしていく上で基礎となる力です。

2つ目の自己理解・自己管理能力です。これは自分ができること、したいことについて、社会

との相互関係を保ちつつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力です。

3つ目の課題対応能力です。これは仕事をする上での様々な課題を発見、分析して、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力です。

そして、4つ目のキャリアプランニング能力ですが、これは働くことの意義を理解し、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択したり活用したりしながら、主体的に判断して生き方を形成していく力です。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

以前、私もこの一般質問の中で申したことがあるんですけども、今ある職業のうちに何年後かにはなくなる職業があるという、AIに取って代わられるという。でも、今、先生がおっしゃっていただいた課題対応能力とかは、突然とっさに考えることができる子供たちを育てていけるということなので、そういったコンピュータとかロボットとかに職業を取られなくて、自分のやりたいことをやれる子供たちになっていると思います。

2020年から文部科学省はキャリア・パスポート、このキャリア・パスポートとは、子供たちが小学校から高等学校までのキャリア教育に係る活動について記入し、記録を保管するポートフォリオというそうですが、まず、私たち、ポートフォリオというと金融商品の組み合わせを想像します。でも、この教育現場におけるポートフォリオというのは、もともとの意味が書類を運ぶためのケースということで、一固まりの意味、目的を持った書類の束というニュアンスがあって、このキャリア・パスポートでは、この教育におけるキャリア・パスポートというと、個人評価ツール、パーソナルポートフォリオといって、生徒たちが学習過程で残したレポートや試験用紙、活動の様子を残した動画や写真などをファイルに入れて保存する評価方法とお聞きします。従来の科目テストや知力テストだけでははかれない個人能力の総合的な学習評価方法、質的評価方法とされ、学校教育だけでなく、自己啓発など様々な教育分野で取り入れられているそうです。由来は1980年代後半にイギリスやアメリカで取り入れられて、1990年の後半に日本に渡ってきたものですが、ロンドン大学のS・クラーク教授を中心に考案された外来語だそうです。

先生方とともに生徒自身も自己評価を行いながらステップアップをしていくというものであるため、保存する情報が生徒たちが自分のことを客観的に見ることができるよう、意義のあるものを取捨選択していく方式となるとお聞きしています。

このキャリア・パスポートの特徴は、その継続、小学校から中学校、高等学校まで継続して使うことで、振り返りと将来の見通し、つまりキャリア形成につなげていくとお聞きしています。

この冒頭にも申しましたが、このキャリア・パスポートの作成は努力義務とのことですが、どのようにされていますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 努力義務とありますが、全ての小・中学校で高浜市は取り組んでおりまして、行っておりますが、キャリア教育で大切なことは、学んだことを自分の将来とつなげながら繰り返し振り返ったり、見通したりすることです。

先ほど、議員さんのほうからもお話ありましたが、キャリア・パスポートとは、キャリア教育に関する活動を小学校段階から記録、蓄積して、それを学年、学校の壁を越えて活用していく教材のことです。

各学校では、授業や学校行事などで心に残ったことや自分が成長できたと思うことをプリントに記入し、学期や年度ごとに振り返る場を設けています。興味深かったことや頑張ったことなどを自分で振り返ったり整理したりすることで、何をどのように学んだのかといった自分の個性を知るきっかけにしています。小・中・高の校種を超えて12年間の学びや育ちをつないでいく資料が膨大となりますので、各学年での蓄積はA4版シート5枚以内と1つ目安をつくっています。

教師にとっては、これによって子供たちの学びや育ちが理解しやすくなることで、効果的なサポートや教育活動の改善につなげることに役立てています。

また、このキャリア・パスポートを通して、保護者の方々に学習の具体的な様子を伝えて、保護者の方々の理解を得ることもつながっていきます。

小・中・高で一貫したキャリア教育が進められる基盤ができたのは非常に喜ばしいことだと考えております。ただし、その活動が記録をするだけにならないように、子供が自己との対話を深め、教師、保護者との関わりの中で生かされるツールにしていくことが本来のキャリア・パスポートの目的であることを常に踏まえながら実践しております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

転校しても、どの学校でも使っているということで安心できますね。また、その保護者との理解も進むので、この子がどのように成長していくのかという成長の過程も保護者もよく分かっただけでなく、すぐすぐきな取組だと思えます。

以前、修学旅行とかで、東京でしか触れられるキャリア、仕事がないということで、修学旅行にもキャリア教育を取り入れていたと思うんですけども、これはどのようになっていますか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 修学旅行につきましては、これまでは東京分散学習というふうになんかにつけて、自分がやりたいこと、なりたいたいものに近づく職業に就いている人との出会いから、将来自分が就きたい職業について調べたり、まとめたりする活動へとつないで、自分らしい生き方を実現するためのそういった場として設けておりました。

しかし、この新型コロナウイルス感染症拡大以来、直接対面したり、対話をしたりして進める

この追求活動の実施が難しくなりました。そのため、修学旅行の場で個々のテーマに基づく追求活動は現在しておりません。現在は、ほかの活動の場を設定してキャリア教育の充実を図っています。

1つ、ある学校の取組を例に挙げます。市民の手によって進められているまちづくり市民会議の場で提案された目指すまちの姿について、未来市民である中学生たちが総合的な学習の時間を使って近隣市町の様子を調査したり、参考にしたりしながら、それを実現するための話し合いを進めながら、市民と共に協同していく活動を学校、また市の職員さんとで計画して実施している学校もあります。

同様に、毎年中学校2年生で実施しておりました職場体験学習もここ2年実施することができておりませんでした。今年度は受入先の事業所としっかり打合せを行いながら、新型コロナウイルスの感染対策を十分に図りながら、1つの学校は既に実施することができておまして、もう一つの学校は、まさに現在実施中であります。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） 地域の方との触れ合いやその職業観との触れ合いが子供たちの成長を促すよい機会になるといいと思います。

次に、高浜カリキュラムというものがたしかつづられていると思います。こちらはどのように子供たちの成長を促されているか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 高浜カリキュラムでは、高浜市の学校教育の方向性や育てていきたい力などについて、統一性や共通性を持ちながら、高浜市教育基本構想に掲げる高浜教育ビジョンの実現を目指しています。

幼稚園・保育園・小学校・中学校、この12年間の学びを見通し、学びと成長に有効に結びつく生活科や総合的な学習の時間を軸としまして、各学区の特色を大切にしながら、高浜市全ての学校が共通して取り組むものを位置づけています。

具体的には、高浜の特色を生かした学習、地域とのつながりを意識した学習、また今日的な課題の解決を図るための学習を展開しています。

これらを通して、高浜を愛し、高浜のよさを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成という教育ビジョンの実現を推進しております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

高浜を愛する子供たちがたくさんできるといいんですけども、これ、具体的にはどのような



ことをされていますか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 具体的な学習内容といたしましては、高浜市全ての学校が今日的な課題の解決を図るために共通して取り組むものとして、次の内容を位置づけています。

小学校3年生では福祉について、4年生では環境について、5年生では防犯について、6年生では防災について調べたり、体験したりしながら学んでおります。そして中学校では、勤労観や職業観の育成を中心に、どのように生きていくかについて等のキャリア教育につなげていける学びを進めています。これらについては、高浜の特色を生かしたり、地域とのつながりを意識した学習の工夫に努めながら、各学校で展開をしています。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

続いて、本との偶発的な出会いが人生を、いわゆるキャリアを広げていくことにもつながると私は考えています。令和元年から学校司書さんが導入されていますけれども、児童や生徒に何か変化はありましたでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 学校司書を導入したことによって、図書の管理方法や選定の仕方など専門的な知識を十分に生かし、学校図書館の経営が効率的かつ効果的に進められております。図書館の整理が進み、展示方法の工夫がされたことによりまして、子供たちが本を探しやすくなったり、教師が授業で活用したい本などをすぐに準備したりできるようになりました。

また、整理を進めることで、新たに生み出されたスペースの有効活用が進み、児童・生徒の読書意欲を高めるようなコーナーが設置されました。これまでは学級担任や国語科教員が行っていた図書館利用に関するオリエンテーションを学校司書が実施するようになったことで、児童・生徒の読書意欲をより高めるような内容で実施することもできるようになっております。

実際、図書館開館時に学校司書が積極的に児童・生徒とコミュニケーションを図り、児童・生徒の興味、関心を引き出したり、そのニーズに応じた本の提案をしたりすることで来館数や貸出数が増加しています。学校司書導入1年目である令和元年度は、前年度に比べ本の貸出数は150%に増加しました。このように学校司書の導入は、子供たちの読書に対する機会や質を確実に高めています。

また、教職員にとっても、図書に関する知識の向上につながったり、これまで担当していた図書館担当教員の業務軽減になったりして、授業準備の時間などに充てることもできております。

ただ、課題は市内小・中学校7校に対する学校司書の設置人数です。現在、7校に対して学校司書が4人であるため、残りの3校については巡回訪問という形で対応しています。

学校司書の導入により、学校図書館の運営そのものの質を向上したり、促進したりすることができましたので、図書室の管理パソコンのシステムやスペックを向上させて、学校司書の導入の効果を十分に生かせるようにしていきたいと考えています。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

すごいですね、「餅は餅屋」で、本当、プロフェッショナルが入ると150%増加するとすごいことだと思います。ほかの7校のうち、あと3校も司書さんが増えるといいと思います。ぜひ要望しておきます。

では、この本だけではなくて、GIGAスクールでタブレットの導入で子供たちの見える世界も変わってきていると思います。見るものが変われば感じることも変わり、人生観も変化すると思います。今の子供たちは、朝の天候を確認するのに音声サポートのAIにお天気を聞いて、傘の有無を決めると聞いたりします。実際、私も今朝スマホで、ゲームアプリだったんですけども、ゲームアプリが傘を持っていったほうがいいですよと教えてくれました。こういったAIの利用は、私たちの子供の頃にはありませんでした。

また、本といえば紙の本しかなかったわけですが、今の子供たちはタブレットで読むことのできる電子書籍やブラウザで調べることも容易にできます。この紙の本との使い分けはどのようにされていますか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） まず、タブレット活用の価値については多くの教師が実感しており、日々の授業で積極的に活用しております。画像や動画の閲覧など、紙の教科書ではなし得なかったことが可能になるため、各教科における授業の理解度が高まりやすくなります。技能教科においても、音楽の時間に録音した自分が吹いた笛の音色を自分で聞き直してみたり、体育の時間で撮影した自分のマット運動の姿を自分で確認してみたりすることもできます。

小学校と中学校では発達段階による違いはありますが、タブレットに入っているアプリを活用すれば効果的な学習につながっていきます。漢字や計算、英語などのドリル学習、NHK教育番組で配信されているような各教科に関する動画資料、音楽活動の基礎を楽しく学べる楽器の疑似演奏アプリ、多言語の翻訳アプリ、話し合い活動に活用できる思考支援アプリなど多岐にわたっています。さらには、校外学習時にタブレットを持参していくことで、カメラ機能で対象物を撮影して、教室に戻ってきた後、そのままタブレット内蔵のアプリを活用してプレゼンテーションにつなげることもしています。学校行事や生徒会活動にも有効に活用して、豊かな活動につなげている学校も増えてきています。

その一方で、学校では本の活用においても大切にしています。本の強みは、第1に種類が豊富であるということです。探求的な学習、言語活動、調べ活動などに適した資料や情報を利用する

ことができ、授業をより豊かにすることができます。

例えば、小学校6年生が戦争と平和を題材に学習する時期が近づいてきましたら、高浜市の図書館に依頼をして、そのテーマに関する様々な種類の本を準備いただき、一定期間貸し出してもらっています。何冊もの本を読み比べながら、学びを深めていこうとする子供もたくさんいます。

先ほども申し上げましたが、学校司書が導入されたことで、学校図書館にも様々な特集を組んだコーナーが設置されるようになってきています。そこには、自分の生き方とか、魅力ある職業など、キャリア教育に関連するものも組まれることもあります。1冊の本との出会いが新たな興味、関心を引き出したり、今後の人生につながるきっかけとなったりすることもあります。

タブレットも本もどちらも各学年、各教科において、どんな力を身につけさせたいかをよく考慮し、効果的に活用していくことが何より大切だと考えています。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

今、様々なツールを使って子供たちの教育、またキャリア教育をされていることが理解できました。

それでは、今後のキャリア教育推進の課題は何がありますか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 分かりやすく小・中学校別で申し上げます。

中学校の場合は、小学校と比較すると、キャリア教育の内容が具体的でイメージしやすく、実践も定着化しています。ただし、職業体験活動が実施されている一方で、体験活動に終始してしまいかねないという課題もあります。そのためには、体験活動ありきの学習活動の構想ではなく、自分のなりたいもの、やりたいことはどんなことで、それを実現するためには今、そしてこれから何をすべきなのかという一人一人の実態を大切に、広く社会で通用する知識や技術、技能を幅広く身につけていけるような教育活動を工夫していく必要があります。

小学校でキャリア教育を行う場合、中学校のようにキャリア教育担当者を決めているところが少なく、学年ごとにキャリア教育の推進方針を決めて行うところが実際多いです。そのために、狙いを正しく踏まえた展開を上手に進められないときは、それぞれの活動や体験につながりを持たせられず、キャリア・パスポートを記入して終わりという、実践が点で終わりがちになってしまいがちな課題があります。そのために、小学校でキャリア教育を充実させるためには、組織の確立や全体計画を作成して、より一層進めていく必要があります。

これらを踏まえて、自分のなりたいもの、やりたいことを実現するためのプロセスを考える力を身につけていくというキャリア教育の狙いを常に中心に置いて進めてまいる所存であります。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） 子供たちが生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、

それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるように教育をお願いしたいと思います。

また、しっかりと着実に実践をされているようにお聞き取れましたので、本当に安心いたしました。今後も高浜の子供たちのためによりしくお願いいたします。

先日、刈谷図書館で三河の偉人ということで、神谷傳兵衛さんの講演会がありました。郷土の歴史や偉人を知ってほしいと、復刻版の神谷傳兵衛さんの本を出された方もお見えで、この傳兵衛さん自身は会社経営の手腕がすごくて、公共に自分の財産をなげうって三河のために鉄道を維持されたという方なんですけれども、この方を知ってほしいということで、また、こんな人になってほしいという子供たちが出てきてほしいとお話をされていました。この傳兵衛さんを学びたいという会が発足して、みんなで勉強会が開かれているそうです。

次は、そんな歴史を誇りあるものとしてほしいという願いを込めて、生涯学習について市誌編さん事業、誇りある高浜市へをさせていただきます。

高浜市のあゆみは、平成28年度から5年かけて作成されてきました。昨年、市政50周年とともに高浜市のあゆみが刊行されました。この市誌編さん事業は昭和51年、1976年に高浜市誌第二巻が刊行してからずっと更新はされていなかったようです。

私が高浜市と御縁をいただいたときは、まだ人口も3万人とちょっとでこんなに家もありませんでしたし、人もこんなに多くありませんでした。それが現在は、土地の区画整理や工場が宅地へと変化したりして、人口の大幅な増加、道路交通網や景観など、見た目でも市の状況は大きく変化してきています。

また、高浜市の財産ともいえる住民主体のまちづくりなど、あまり目では見ることができないものがあります。そんな「まちのあゆみを知ることができる貴重な資料の保存や、人々の中にある記憶を記録にとどめる作業は十分に行われてきたとは言い難く、市民の共有財産である資料の散逸・消失を防ぐことは大きな課題となっている」と高浜市のホームページにもありました。この市誌をまとめるのは、行政ならではの仕事として絶対にやらなければならないものだと思います。

また、ホームページでは、「このようなことなどから、まちの歴史や人々の記憶を知り、資料を整理して後世へ伝えるとともに、今を生きる私たち、そして将来のまちづくりに活かすということを目的として、新編高浜市誌「高浜市のあゆみ」を令和3年11月に刊行しました」とあります。

今回、この市誌が完成したということでいろいろ御質問をしていきたいと思います。

この高浜市のあゆみですが、聞き書きという手法を使って高浜市のあゆみをつづられたということで、関わった市民の方もたくさんおられると思います。調査される方、話をされる方、いろんな角度から見ることができ、評価しにくいところではありますけれども、行政としての評価は

どのようにされているでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 編さん活動について、市民の皆さんの関わりをどのような評価をされているかという御質問だと思いますけれども、編さんに当たりましては、市民と共に紡ぐ、つなぐ、これを基本方針といたしまして、編さん過程を通じて、市民の皆さんが持っていらっしゃる知識や特技を生かすことによって生きがいややりがいを感じていただく。それからまちへの愛着、誇りの高まりにつなげていく、こうしたことを意識しながら取り組んでまいりました。

例えば、聞き書きの調査では、25名の方に語りとして関わっていただき、また聞き手である名古屋市立大学の学生さんのサポート役として延べ9名の方に御協力をいただきました。

聞き書き以外では、市内外合わせて約190の団体や個人の方々に資料調査やインタビューなどに御協力をいただきました。こうしたほかにも、例えば、タカハマ！まるごと宝箱、たかはま歴史・まちづくりシンポジウムといった行事にも多くの市民の方に御参加をいただきました。

こうした調査の過程の中でよく耳にしたのは、例えば自分が関わってきたことを語る、ただそれだけのことですけれども、まちの記録を残し、将来へ伝える、こういった活動の一端に関わることができたことがうれしい。今まで何げなく見ていたものが実はすばらしいお宝であったということが分かって誇りに思う。改めて高浜の魅力、自慢を見つめ直すことができ、もっといろいろなことを知りたいと思った。そういった言葉をたくさん耳にいたしました。

編さんは調査する側だけの人に関わっているということではなくて、今、申し上げたように、記憶を語ったり、あるいはそういう成果を知る、こういう様々な関わりによって編さん事業が支えられてきたというふうに捉えております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

すごいうれしい言葉を市民の方々が発せられているのを聞いて、私もうれしくなります。御自分の体験や経験が高浜市の宝であって、財産であって、歴史の1ページであると実感されたことと思います。

冒頭にも申しましたが、今、残しておかなければ残っていない記録などがあると思います。この高浜市のあゆみ作成に当たり、文化財として発見されたものもあったとお聞きします。何が発見されましたか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 文化財としての貴重な資料の発見の一例ということで申し上げますと、例えば寿覚寺が所蔵しております、16世紀初め、戦国時代の絵画がございますが、それを調査する中で、その裏書に、実は吉浜という地名が記されている、市内には現存する最も古い資料であるということが分かりまして、これは令和3年度に市の有形文化財に指定をいたしました。

た。このことは昨年の広報11月1日号でも御紹介をしております。

それから、春日神社にある江戸時代後期の絵馬で高浜湊図という、大きく描かれた船がよく知られている絵図がございますけれども、これを改めて調査を行った結果、人や建物というのが非常に細かく描かれておりまして、当時の高浜村の産業や暮らし、こうした様子をつぶさに知ることができたといった、そういった成果がございました。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

そんなお宝があって、それらの研究も今後楽しみの一つですね。

以前、私自身もこの高浜市のあゆみのセミナーに参加したことがありますけれども、この本が作成されてからどのような波及効果があったのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 例えば、編さん過程の段階から市の歴史や文化を学ぶ市民の皆さんの自主グループが結成されたというお話を耳にしております。

それから、学校のほうから高浜市のあゆみに掲載されている資料の間合せを受けたりですとか、あるところでは、市内にある建物の歴史を明らかにしたいので調査してもらえないかといったような依頼が寄せられたりしておりまして、この市誌の編さんをきっかけとしましてまちのことを知りたいだとか、調べてみたい、そういった動きが少しずつ起こり始めているのかなというふうに感じております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

いろんなところで波及効果があるんですね。

私もこのセミナーをしたときの様子が、私のユーチューブチャンネルで感想を残してありますので、よかったら御覧ください。

これ、700冊を作られたということですが、今現在、どのような状況ですか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 700冊印刷をしたというところで、そのうち、例えば編さんに当たって調査や資料提供に御協力くださった方々、あるいは学校、図書館、かわら美術館、愛知県内の市町村などに約390冊を配付をしております。それ以外に販売のほうも行っておりますけれども、今年の8月末現在で225冊販売がされております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

でも、多分たくさんの方々手がけられているし、ここにまとめられなかったようなこともあると思いますけれども、これ、今後どのようにされていく予定ですか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、議員おっしゃってくださいましたように、全てのことを盛り込めるわけではないという中で、この歩みを止めずにというところで、今後としましては、例えばテーマごとにまとめた別冊ということで、高浜市のあゆみ資料というような小冊子を定期的に刊行していくことを考えております。

現在は、愛知県無形民俗文化財であります、えんちょこ獅子をテーマに聞き取りや資料調査を進めているところでございます。

あと、このほかにも、先ほど議員が御参加くださった、市誌に掲載されておりますテーマについて学び語り合う市誌を読む会、あるいは広報の裏表紙に掲載しております高浜アーカイブ、あと、現在、たかぴあのエントランスホールでもミニ展示ということを行っておりますけれども、様々な形で市の歴史に触れていただき、興味を持っていただけるようなことを手がけてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） えんちょこ獅子は、南中学校のクラブ活動でもされています。我が子もお世話になったことがあります。

先日、大府で開催されました子ども歌舞伎を、私、観劇してまいりました。地元の子供たちが衣装をまとって、お化粧をして、緊張しながら舞台に立つ姿にとっても感動しました。

そこでは、観客に参加をしてもらうためにおひねりの御紹介がありました。私も1つ折り紙で試しに作って、どの役者さんがせりふを言った後に投げようかと思案をいたしました。結局投げることはなかったんですけども、観客をお芝居に参加させる手だてとしてはすばらしい試みだと思いました。

えんちょこ獅子も見ただけでなく、観客が参加できる仕組みをつくったらもっと我が事になるのではないかなと思います。

これ、今後、いろんな展開をされていくと思いますけれども、この展開はまだ今、お話しされただけじゃなくてまだありますか。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） この市誌編さんを活用しての今後の展開というところでございますけれども、この市誌編さんのそういった成果を知ってもらうということでいきますと、市民の皆さんが積極的にまちの歩みを見る、知る、学ぶ機会を広げることということを狙いといたしまして、実施してきたものとしてしましては、先ほど申し上げました市誌を読む会、またミニ展示であったり、調査で新たに分かったことを発表したり、専門的に深く掘り下げたりするシンポジウムなどがありますけれども、それに加えてまた新たな取組といたしましては、高浜歴史散歩というものの実施を予定しております。こちら第1回を11月に予定しておりますけれども、これは先

ほど申しました、絵馬「高浜湊図」に描かれた地形や建物を巡ると、そういった企画を予定しているものでございます。

こういったまちの歩みを紡ぐ、つなぐ取組といたしますのは、必ずしも専門知識を必要とするものではなく、それぞれが資料を例えば提供する、昔の記憶を語る、調べたことを伝える、写真や映像に残すなど、様々な角度からそれぞれの方の知識や経験、特技などを生かして関わっていただくことが可能なものであります。

これまでも編さん委員会やシンポジウムの席上におきまして、市誌編さんは作って終わりではなく、むしろここからがスタートであると、そういった声もたくさんいただいております。まちの足跡を記録にとどめるという作業というのは今後も止めることなく、高浜市が好き、住んでいるまちをもっとよりよいまちにしたい、そういった思いの高まりにつながっていくよう、これからも高浜の歴史文化保存活用事業として様々な取組を続けていく予定でございます。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

本当にここで終わりではなく、ここからをスタートにさせていただきたいと思います。

自国の神話や民話をその民族が、歴史を学ばなくなった民族が100年以内に必ず滅ぶという言葉があるそうです。高浜市も今こうやって歴史があって、それを語り継いでいただいて、歴史を永遠に高浜市としてあるようにさせていただきたいなとも思います。

この第7次総合計画を策定していく今、生涯学習構想も策定されています。第6次総合計画を策定した頃には、まだ人生100年時代という言葉はありませんでしたし、言われておりませんでした。人生100年時代が当たり前になっていく今、このときだからこそ高浜市の市誌を通して、高浜市を誇りあるまちとして市民の皆様と共に大切に育てていっていただきたいと思っておりますし、私もその一助で何かできればよいと思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 本日はこれをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会といたします。長時間御協力ありがとうございました。

午後4時4分散会